

South China - Asia Business Report

Vol. 79
Jan / Feb
2019

華南・アジア ビジネスリポート

CONTENTS

Briefs

Topics

2018 年下期為替市場の回顧と 2019 年の見通し 3
～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

香港の賃金動向～2018 年の回顧と 19 年の展望～ 6

米中貿易摩擦への対応とプラスワン (3)
法整備進むミャンマーの投資環境 (後編) 10

Regional Business

Indonesia

徴税強化に有効な OSS システム 14

India

インドにおける GST 監査の概要と留意点 18

Vietnam

プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、税務および会計・・・ 21

China

インターネット法院による事件審理の若干問題に
関する規定 25中国における外国籍社員の個人所得税優遇策の規定変更
およびその解説 30

在中国日系企業の昇給率と華南地区における人事労務の課題 33

Hong Kong

香港における移転価格税制のアップデート 36

日本の富裕層とオフショアのファミリーオフィス機能 40

Macro Economy

アジア経済情報: アジア概況 43

Briefs

Topics

2018 年下期為替市場の回顧と2019 年の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

18 年下期のドル円相場は、約 11 カ月ぶりの高値となる 114.55 円まで徐々に値を上げた後、年末にかけて投資家のリスク回避姿勢が強まりを見せたことで、110 円近辺まで下落した。米経済成長がピークアウトする中で、米 Fed は利上げを停止するものと考えられることから、19 年末に向けてドル円は 103 円程度にまで下落していく展開を予想する。一方、18 年下期のドル・オフショア人民元相場は、6 月以降の米中貿易戦争リスクの高まりを受けて大きく下落し、2 カ月間で 6.9 元レベルまで一気に元安が進行した。19 年はオフショア人民元は安定的に推移すると見ており、19 年末のレートは 6.8 元と想定する。

香港の賃金動向～2018 年の回顧と 19 年の展望～

18 年の香港実質 GDP 成長率は、年初の予測レンジ+3～4%の下限に近い+3.2%と予想されている。「完全雇用」状態を背景とした労働力需給のひっ迫により、失業率は足もとで 2.8%まで低下しており、18 年通年の平均も 17 年を下回る可能性が高い。18 年上期の賃金は名目、実質とも前年同期比+3%台後半と、プラスを維持した。19 年は景気拡大ペースが 18 年比で鈍化するとみる予測が多いものの、タイトな労働力需給を背景に、19 年の名目賃金増加ペースは前年並みを維持する可能性もあろう。ただし、景気が予想以上に鈍化した場合、その限りではない。

米中貿易摩擦への対応とプラスワン(3) 法整備進むミャンマーの投資環境(後編)

米中貿易摩擦の行方が不透明な中、影響回避に向けた長期的対策として、製造業企業が向かっているのが、チャイナプラスワン候補である ASEAN だ。なかでもミャンマーは近年、新投資法・新会社法の施行に加え、卸売・小売業の外資参入が解禁されるなど、法整備や事業環境の改善が進んでいる。前号では、規制緩和の状況を中心にミャンマーの足もとの投資環境について解説した。本稿では、ミャンマーにおいて日系企業の主な進出先となっているティラワ工業団地の現状と、製造業企業の動向について紹介する。

Regional Business

[India] インドにおける GST 監査の概要と留意点[Indonesia] 徴税強化に有効な OSS システム

インドネシア政府は 2015 年以降、経済政策パッケージを発表し、行政の効率化やライセンス手続きの簡素化・迅速化により直接投資を増加させることなどを挺に、経済成長を促進しようとしている。さらに 18 年 6 月の政令において、各種行政オンラインシステムを OSS システムに繋げ、統合的にライセンスを管理すると発表した。本稿では、当該システムの概要や導入の背景、注意点などについて説明する。

17 年 7 月 1 日より、従前の VAT やサービス税に代わる物品・サービス税(GST)が導入された。さらに 18 年 9 月 13 日付の通達において、GST 監査報告書のフォーマットが発表された。報告書の提出は今期が初年度であり、GST の年次報告に加え、新たな対応が必要となるだけでなく、関連書類の提出に相応の時間と人員が必要になると予想される。本稿では GST 監査の概要や留意点について説明する。

[Vietnam] プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、税務および会計

経済成長著しいベトナムでは、インフラ整備が急務となっており、日本・韓国を中心としたODAが継続して実施されている。当地でのインフラプロジェクトを、現地法人を持たない外国法人が行う場合には、プロジェクトオフィスを設置する必要がある。本稿では、プロジェクトオフィスを設置する際のライセンス申請手続き、税務および会計についてまとめる。

[China] インターネット法院による事件審理の若干問題に関する規定

17年8月18日、杭州に中国初となるインターネット法院が設立され、大きな注目を集めた。その後、北京インターネット法院、広州インターネット法院が設立され、加えて最高人民法院は「インターネット法院における事件審理の若干問題に関する規定」を公布した。本稿では、インターネット法院設立の背景および、本規定ひいてはインターネット法院におけるオンライン審理の概要並びに留意点について解説する。

[China] 中国における外国籍社員の個人所得税優遇策の規定変更およびその解説

財政部と国家税務局は2019年1月1日、『中華人民共和国個人所得税法実施条令』および『個人所得税特定項目附加控除暫定弁法』を施行した。これにより、18年8月の『中華人民共和国個人所得税法』改正に続き、中国における個人所得税制改正がいっそう加速することになる。税制改正を受け、中国に勤務する外国籍の個人がどのように個人所得税を申告・納付すべきか、注目の的となっている。本稿では対応方法を解説する。

[China] 在中国日系企業の昇給率と華南地区における人事労務の課題

海外で効果的な人事戦略を立案、遂行するには、進出先のローカル人材市場の傾向や実態を把握することが非常に重要である。本稿では、中国において新年度

を迎え人事制度が再度見直されるこの時期に企業の関心が高いと思われる昇給率と、日系企業の注目が集まる華南地区における昇給や賞与などの人事労務の課題について取り上げ、解説する。

[Hong Kong] 香港における移転価格税制のアップデート

18年税務(改正)(第6号)条例が18年7月4日に可決され、同月13日から施行された。17年12月29日に公表された2017年香港税務(改正)(第6号)法案が法案委員会における複数回の審議を経て制度化されたものであり、いくつかの内容が法案から変更されている。今回は、当地で導入された移転価格制度の概要および移転価格文書に関して、法案からの重要な変更点について解説する。

[Hong Kong] 日本の富裕層とオフショアのファミリーオフィス機能

「ファミリーオフィス」とは、富裕層のご家族に対して資産の管理維持を窓口一つで担う外部サービスを指す。日本においてはベビーブーマー世代の活用が想定され、柔軟性に富んだ相続プランを考えるのであれば、自国の垣根を越えてオフショアでの解決策を検討することが必要である。本稿では、日本人富裕層によるファミリーオフィス活用のトレンドについて解説する。

Macro Economy

アジア経済情報：アジア概況

18年3Qのアジアの景気は底堅く推移したといえる。国、地域別にみると、中国の成長率は前期から2四半期連続で低下した。NIEsでは、台湾と香港が投資を中心に加速し、ASEAN5では、マレーシアとベトナムが加速した。

19年を展望すると、世界経済の拡大およびITサイクルのいずれもピークアウトが想定されるほか、米中貿易摩擦の影響も顕在化することで、輸出を起点に減速する国が多くなるだろう。先行き不透明感が高く、米中交渉の行方には注意が必要だ。



2018 年下期為替市場の回顧と 2019 年の見通し

～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

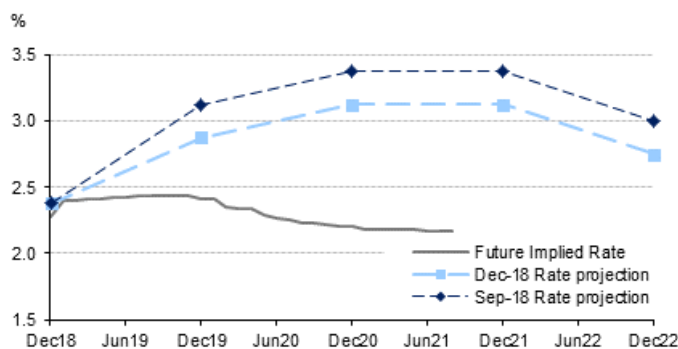
みずほ銀行 香港資金部
アジア FX ストラテジスト 張建泰

ドル・円相場 2018 年下期回顧

2018 年下期のドル円相場は、約 11 カ月ぶりの高値となる 114.55 円まで徐々に値を上げた後、年末にかけて投資家のリスク回避姿勢が強まりを見せたことで、110 円近辺まで下落した。ドル買い需要の高まりとリスクオフとの間でのレンジ相場であったと言えるだろう。トランプ政権の減税政策により米国経済の成長が後押しされて、米 Fed(連邦準備制度)の緩やかな利上げ方針が正当化されたことに加えて、「タックスホリデー」(免税期間)が導入されたことで米国への資金還流が促され、ドル円相場は、米中貿易摩擦の高まりが見られたにも関わらず、底堅い推移を見せた。

タカ派的な Fed の姿勢を背景に、米国債 10 年金利は一時約 7 年ぶりの水準となる 3.259%まで上昇した。しかし、高止まりする米金利とその後の逆イールド発生により米景気減速への警戒感が強まったことで、米国株の大幅下落を誘発する結果となった。11 月に入ると、Fed はスタンスをハト派寄りにシフトさせ、12 月の FOMC において予定通り利上げが決定されたものの、今後の利上げ見通しは下方修正された(図表 1)。しかしながら、マーケットの懸念を払拭するまでには至らず、その後ドル円は 110 円

【図表 1】 Fed は利上げ見通しを下方修正、市場の利上げ織り込み具合は大幅に低下



(資料)ブルームバーグ

近辺まで下落した。その間、米中間選挙や、G20 サミットにおける米中貿易戦争の一時停止に関する報道があったが、ドル円相場への影響は限定的であった。

ドル・円相場 2019 年見通し

米経済成長がピークアウトする中で、米 Fed は利上げを停止するものと考えられることから、19 年末に向けてドル円は 103 円程度にまで下落していく展開を予想する(次頁図表 2)。共和党が先の中間選挙で下院の過半数を失ったことにより、トランプ政権は残りの任期 2 年間で、更なる減税政策などの景気刺激策を打ち出すことが困難となった。米中貿易戦争と、Fed の利上げ・バランスシート縮小による経済への悪影響は今後さらに顕在化していくものと

【図表2】2019年末にかけて、ドル円は103円程度にまで下落すると予想



(資料)ブルームバーグ、みずほ銀行

予測され、米経済にとっての重しとなろう。加えて、政府機関閉鎖・政権による Fed 批判・ミュラー特別検察官によるロシア疑惑捜査といった、米政治の不透明感高まりも、米ドルの上値を押さえる要因となろう。

円相場については、消費税の増税を10月に控える中で、19年も日銀は政策を変更することはないだろう。本邦の物価上昇圧力は依然として低調で、日本国債金利のマイナス圏への低下も懸念される中で、日銀が利上げを急ぐ理由はない。世界的な株価調整を背景とする投資家のリスク回避姿勢により、安全資産としての円買いの動きが誘発され、円相場はサポートされていくであろう。

ドル・オフショア人民元相場 2018 年下期 回顧

6月以降、米中貿易戦争リスクの高まりを受けて人民元は大きく下落し、2カ月間で6.9 元レベルまで一気に元安が進行した。当初、中国人民銀行(PBoC)は相場への不介入方針を示し、米国による関税賦課の

影響を緩和するために人民元安を容認する姿勢を見せていたが、その後、資本流出圧力が高まりを見せたことから、人民元相場の安定化へ方針を転換させた。人民元基準値の算出時における反循環的調整要因の再導入により、元安の進行ペースは鈍化し、第4四半期には介入と思しき動きも見せつつ、PBoC は心理的な節目となっている 7.0 元を超えるような元安が進行することを阻止した。

米中両国は 11 月末の G20 サミットにおいて、貿易戦争を一時停戦とすることで合意し、2,000 億ドル相当の対中輸入品に対する、関税税率の 25%への引き上げは一旦猶予された。米中関係の緊張緩和が見られたことで、オフショア人民元は一時 6.82 元付近にまで上昇し、年末にかけては 6.9 元付近での値動きとなった。ファンダメンタルズ面では、中国の経済成長は鈍化が継続し、第3四半期の GDP 成長率は 10 年ぶりの低水準となる 6.5%にまで減速した(図表3)。PBoC はより緩和色を強め、18 年下期には2度にわたる預金準備率(RRR)の引き下げが実施された。PBoCと米 Fed の金融政策の乖離は、オフショア人民元相場の重しとなった。

【図表3】中国の GDP 成長率は 10 年ぶりの低水準に



(資料)ブルームバーグ

ドル・オフショア人民元相場 2019 年見通し

19 年はオフショア人民元は安定的に推移すると見ており、19 年末のレートは 6.8 元と想定する(図表4)。一部の市場参加者は、米中貿易戦争は更に深刻化していると考えているようである。3月1日には米中通商協議の期限が到来するが、このような短期間に米中間で包括的な合意に至ることは困難であると考えられ、交渉期限の延長が、最も可能性の高いシナリオと言えるだろう。米中の対立は広範囲にわたっており、米中の緊張関係は来年いっぱい継続するだろう。希望的観測としては、米景気の後退が鮮明になるようであれば、トランプ大統領は対中姿勢を軟化させるかもしれない、というシナリオが挙げられる。

PBoCと米Fedの金融政策の乖離は、引き続きオフショア人民元の上値を押さえることとなろう。Fedは19年に利上げを停止するものと考えているが、一方でPBoCは中国経済の先行き懸念が強まる中で、緩和的な姿勢を変えることは考えにくい。もし人民元が元高に振れる局面があったとしても、PBoCに景気底支えのための利下げの機会を提供するだけであろう。米中貿易戦争が終結するまでは、中国当局は人民元相場の安定を優先させるはずだ。PBoCはある程度、人民元相場が上下に振れる展開は許容すると考えられ、年末にかけて6.8元近辺に向けて推移していく中で、一時的に7.0元を超えるような展開になることもあり得るであろう。

【図表4】19年のオフショア人民元相場は安定的に推移か



(資料)ブルームバーグ、みずほ銀行



香港の賃金動向 ～2018年の回顧と19年の展望～

高田 由利香 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

18年の香港実質 GDP 成長率は、年初の予測レンジ+3～4%の下限に近い+3.2%と予想されている。「完全雇用」状態を背景とした労働力需給のひっ迫により、失業率は足もとで 2.8%まで低下しており、18 年通年の平均も 17 年を下回る可能性が高い。18 年上期の賃金は名目、実質とも前年同期比+3%台後半と、プラスを維持した。19 年は景気拡大ペースが18 年比で鈍化するとみられる予測が多いものの、タイトな労働力需給を背景に、19 年の名目賃金増加ペースは前年並みを維持する可能性もあろう。ただし、景気が予想以上に鈍化した場合、その限りではない。

1. 18 年の回顧

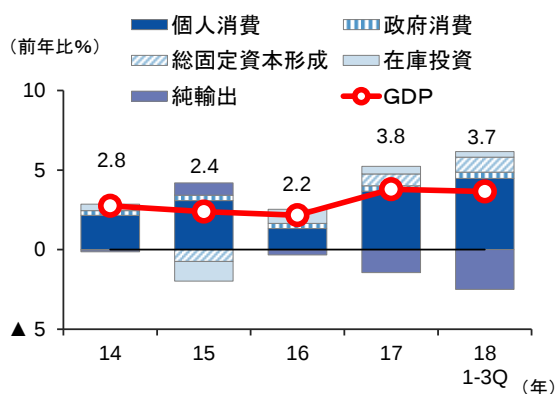
1-1 景気

18 年1～9月期の香港の実質 GDP 成長率は前年同期比+3.7%と 17 年に比べ拡大ペースが若干鈍化した(図表1)。香港政府は18 年11月時点で、18 年通年の成長率を年初の予測レンジ3～4%のうち、下方に近い+3.2%に置いている。18 年は 17

年を下回る可能性が高そうである。

18 年1～9月期の小売総額は、中国本土からのインバウンド旅行者数の順調な拡大などを背景に、前年同期比+11.1%と大幅なプラスを記録した。特にインバウンド旅行者による購買効果が高い「宝飾品・高級ギフト」の増加が顕著であった。ただし、四半期ベースでみると、1～3月期から7～9月期に

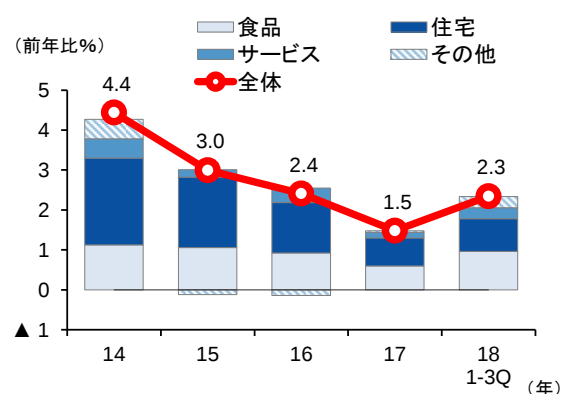
図表1 GDP(項目別寄与度)



(注) 18 年は 1-9 月期の前年同期比。

(資料) 香港政府統計処

図表2 総合CPI(項目別寄与度)



(注) 18 年は 1-9 月期の前年同期比。

(資料) 香港政府統計処

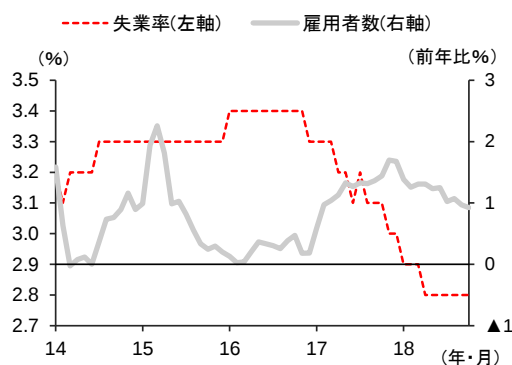
かけて徐々に伸び率は低下している。

同期間の総合消費者物価指数(CPI)は前年同
期比+2.3%と、17年に比べ上昇圧力が高まった
(前頁図表2)。インフレ率の内訳は食品+1.0%ポ
イント、住宅+0.8%ポイント、そしてサービス+
0.3%ポイントと、この三項目で大半を占めたが、い
ずれも17年比で伸び率が高まっている。香港政府
は18年のインフレ着地見込みを前年比+2.4%とし
ており、17年実績の+1.5%に比べ上昇圧力が高
まることが見込まれている。

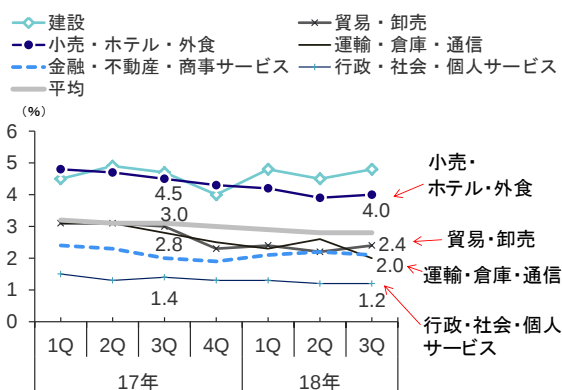
1-2 雇用所得環境

18年の失業率は引き続き低水準で推移した。¹

図表3 失業率の推移



図表4 主な業種別失業率



(資料)上記いずれも香港政府統計処

～9月期の平均失業率は2.8%と、17年平均に比
べ0.3%ポイント改善し、労働力需給はいつそう引き
締まった(図表3)。17年7～9月期に対する18年
同期の失業率の改善幅を業種別にみると、運輸・
倉庫・通信(0.8%ポイント)、貿易・卸売(0.6%ポ
イント)、小売・ホテル・外食(0.5%ポイント)、行政・社
会・個人サービス(0.2%ポイント)の順に大きかった
(図表4)。

ところが、業種別に同期の就業人口がどの程度
増えたかをみると、運輸・倉庫・通信は0.6万人、
貿易・卸売は0.1万人、行政・社会・個人サービスは
4.5万人の純増に対し、小売・ホテル・外食は0.4万
人の純減であった。18年1～9月期の中国本土から
のインバウンド旅行者数が前年同期比+12.7%
増の約3,660万人に達し、本土旅行者による消費
額が香港の小売総額の4割以上を占めるなかで、
小売・ホテル・外食業に雇用拡大がもたらされ、失
業率の低下につながったと捉えたいが、必ずし
もそうではないようだ。それよりも就業人口全体の
約3割弱と最大の割合を占める行政・社会・個人サ
ービスにおける雇用拡大が業種別失業率のみなら
ず、全体の失業率低下にも貢献した可能性があり
そう。

いずれにせよ、安定した雇用環境のもとで賃金
は底堅く推移した。18年上期の賃金・給与指数¹は
前年同期比で+3.9%、+3.7%と、17年平均を若干
上回る水準であった。ただし、物価上昇率を差し引
いた実質では賃金が+1.2%、給与が+1.4%と低
水準にとどまっている(次頁図表5)。

¹ 香港政府の定義によると、賃金(Wage)とは、基本給と固定
手当・賞与の合計額で管理職階までカバーする概念。これ
に対して給与(Payroll)とは、賃金に加えて変動賞与や残業
手当などを含み、経営職階までカバーするより包括的な概
念。

図表5 賃金・給与の推移

年	名目		実質	
	賃金	給与	賃金	給与
14	4.2	4.3	▲2.4	▲0.1
15	4.3	4.6	0.5	1.5
16	3.7	3.8	1.2	1.3
17	3.7	3.7	2.3	2.2
18/1H	3.9	3.7	1.2	1.4

(資料) 香港政府統計処

香港人力資源管理学会(HKIHRM)が会員企業を対象に実施した18年の賃金トレンド調査によると、同年1～9月期の基本給の平均昇給率は+3.2%と、17年に比べ0.1%ポイント下落した。業種別で昇給率が最も高かったのは金融サービスの+5.3%で、これに公共事業++4.0%、貿易+3.9%、建設+3.7%、小売+3.4%と続いている。

2. 19年の展望

2-1 景気の見通し

各機関による実質GDP成長率の見通しをみると、18年の着地見込みが+3.2%～3.8%のレンジに置かれているのに対し、19年は同+2.2%～2.9%と、

図表6 各機関の香港経済見通し

機関名	実質GDP (予測、%)		公表時期
	2018	2019	
国際通貨基金 (IMF)	3.8	2.9	18年11月
アジア開発銀行 (ADB)	3.4	2.8	18年12月
DBS	3.3	2.5	18年12月
中国銀行 (香港)	3.2	2.3	18年12月
みずほ総合研究所	3.4	2.2	18年12月
香港政府	3.2	N/A	18年11月
平均	3.4	2.5	

(資料) IMF、ADB、中国銀行(香港)、DBS、みずほ総合研究所、香港政府

景気の減速を展望する見方が大勢を占めた(図表6)。このうち+2.2%と相対的に低めの予測値を置くみずほ総合研究所では、減速を見込む背景として、米国の追加利上げに伴う香港の市場金利上昇が不動産や株などの資産価格を下押しし、個人消費などの内需に悪影響をもたらす可能性や、中国経済の減速による外需環境悪化の可能性などを指摘している。

2-2 雇用・所得環境の見通し

景況感を示す翌期業況判断D.I.をみると、全体平均は7期連続でプラスが続いているものの、18年下期にかけて低下傾向にある(次頁図表7)。業種をみると、小売やホテル・外食が前期のマイナスから大幅なプラスへと好転しているほか、情報通信や金融・保険なども比較的高水準を記録している。この半面、建設や貿易・卸売はマイナスが続いているほか、不動産や商事サービスはマイナスに転落するなど、業種によってばらつきが見られる。

これに対して企業の雇用意欲を示す翌期雇用判断D.I.をみると、建設と貿易・卸売でマイナスとなっているものの、それ以外はプラスであり、今のところ業況見通し悪化の影響は及んでいないようだ。

各機関による19年の昇給率予測レンジは+3～4%と、18年の予測レンジと同じであった(同図表8)。このうち香港バプティスト大学人力資源戦略・発展研究センターと香港人材管理協会の19年予測レンジは+3.6～3.9%と、18年予測レンジであった+3.5～3.8%をわずかに上回っている。その他の機関の19年予測は18年予測と全く同じであった。

以上から、19年は景気拡大ペースの減速が予想されるものの、労働力需給ひっ迫と失業率の低

位推移を背景に、現時点で雇用所得環境に顕著な悪化の兆しはみられず、企業は18年と同程度の昇給率を見込む傾向にあるようだ。ただし、米中貿易摩擦の激化などによる外需環境の悪化や金利上昇などのリスク要因が予想以上に景気の足を引っ張った場合、遅れて雇用環境に波及することも見込まれ、19年の名目賃金の上昇率は、18年上期の3%台後半に届かない可能性もあろう。

図表7 業種別の翌期業況・雇用判断 D.I.

	業種	2017				2018			
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
翌期業況判断	製造	+18	+14	+18	▲1	▲10	▲5	+23	▲1
	建設	▲18	▲14	▲9	▲16	▲16	▲13	▲10	▲26
	貿易・卸売	▲6	▲2	+0	+1	▲4	+5	▲1	▲5
	小売	▲15	▲4	▲4	+24	+20	+4	▲1	+19
	ホテル・外食	▲14	▲13	▲2	+13	▲3	▲7	▲10	+17
	運輸・倉庫・宅配	+7	▲2	+2	▲7	▲5	▲8	+5	+8
	情報通信	+0	+19	+17	+16	▲2	+20	+16	+16
	金融・保険	+12	+24	+19	+13	+21	+28	+23	+13
	不動産	▲2	+0	+6	+6	+0	+11	+1	▲6
	商事サービス	▲8	+0	+0	+7	+2	▲2	+3	▲2
	セクター全体	▲1	+5	+6	+5	+2	+8	+6	+2
翌期雇用判断	製造	+10	▲7	+21	+13	▲10	+15	+3	+13
	建設	▲8	+0	+2	▲9	▲7	▲8	+18	▲6
	貿易・卸売	+0	+2	▲1	+1	▲2	+2	▲7	▲1
	小売	+1	+4	▲3	+3	▲1	+7	+11	+13
	ホテル・外食	+5	+9	+20	+5	+5	+7	+13	+14
	運輸・倉庫・宅配	+17	+9	+7	+2	+9	+8	+10	+16
	情報通信	+14	+24	+9	+10	▲8	+9	+0	+15
	金融・保険	+15	+16	+16	+13	+24	+26	+21	+12
	不動産	+28	+18	+14	+18	+5	+5	+4	+18
	商事サービス	+0	+6	▲3	+5	+4	+2	▲1	+3

(注)いずれも翌期見通し。業況判断 D.I.=(「良くなる」-「悪くなる」)÷回答社数×100、雇用判断 D.I.=(「人員増加」-「人員削減」)÷回答者数×100 で算出。

(資料)香港政府統計処

図表8 各種機関による昇給率予測の推移

調査機関	18年		19年	
	予測 (%)	実績 (%)	予測 (%)	公表時期
Willis Towers Watson	4.0	N/A	4.0	18年10月
ECA International	4.0	N/A	4.0	18年11月
Mercer	3.9	3.8	3.9	18年11月
香港人材管理協会 (HKPMA) & パプティスト大学	3.5~3.8	3.9~4.3	3.6~3.9	18年10月

(資料)各機関プレスリリースおよび各種報道



米中貿易摩擦への対応とプラスワン (3) 法整備進むミャンマーの投資環境 (後編)

兵頭 早紀 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

米中貿易摩擦の行方が不透明な中、影響回避に向けた長期的対策として、製造業企業が向かっているのが、チャイナプラスワン候補である ASEAN だ。なかでもミャンマーは近年、新投資法・新会社法の施行に加え、卸売・小売業の外資参入が解禁されるなど、法整備や事業環境の改善が進んでいる。前号では、規制緩和の状況を中心にミャンマーの足もとの投資環境について解説した。本稿では、ミャンマーにおいて日系企業の主な進出先となっているティラワ工業団地の現状と、製造業企業の動向について紹介する。

ティラワ工業団地の概要

ティラワ経済特別区(以下、ティラワ SEZ)は、2015 年9月に開業したミャンマー初の経済特別区であり、日本企業・政府が参画する MJTD (Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.)により開発・運営されている。

ティラワ SEZ では、SEZ 法に基づく商業税や法人税の免税・減税措置が受けられる(図表1)。足もと、ミャンマー国内で外資企業が進出可能な

【図表1】商業税・法人税の優遇措置

	輸出区分	内容
商業税	輸出型	免税
	輸出型以外	法人税免税期間(5年間)は免税
法人税	輸出型	7年間免税、5年間 50%減税
	輸出型以外	5年間免税、5年間 50%減税

(資料)各種資料よりみずほ銀行作成



開発中の Zone-B

インフラが整った工業団地がほとんどないこと、また日本仕様のインフラやサポート体制への信頼感から、進出済み、および進出予定企業計 97 社のうち、日系企業は 50 社と約半数を占めている(18 年 11 月 1 日時点)。進出企業の多くはミャンマー国内市場をターゲットとした内需型であり、業種は鉄鋼などのインフラ関連をはじめ、自動車、食品、縫製など多岐にわたる。現在、Zone-A と Zone-B 1 期の開発が完了しており(写真)、今後は Zone-B の 2 期、3 期に加えて、衣・食・住に関わるサービス企業や商業施設などが並ぶエリア

の開発が行われる計画である(図表2)。

進むインフラの整備

電力や道路などのインフラはかねてミャンマーの課題となっており、日系企業が進出を躊躇する最大の要因の一つであった。その点、ティラワ SEZ では日本政府の援助などにより周辺インフラの整備が進められている。中でも、ガスタービン火力発電所が 18 年2月より利用が開始となったことで、電力事情は大幅に改善し、停電の頻度も低減した。また、発電所のほか、変電所や高圧送電網、発電用ガスパイプラインもすでに整備、稼働済みであるなど、同国内では恵まれた環境にあるといえる。

加えて、交通網についても改善がみられる。現在、ミャンマーにおけるほぼすべての輸出入にヤンゴン港が利用されているが、経済発展に伴う貨物量の増加を見越し、隣接するティラワ港の整備が急ピッチで進められている。ヤンゴン港は水深の問題から入港可能な船舶の大きさが制限されており、シンガポールなどでの貨物の積み替えを余儀なくされてきた。一方、ティラワ港には大型船舶が入港でき、奥行きもあるため、利便性の大幅な向上が期待されている。コンテナターミナルも近

く竣工予定であり、国際貿易発展の契機となるだろう。

また、ティラワ SEZ はヤンゴン市内から 20km 程度だが、一般道で車線も少ないため、慢性的に渋滞が発生しており、移動には車で1時間程度を要する。このような問題を解決するため、市街地と SEZ を結ぶ道路の拡張工事が行われており、19 年半ばには現在の片側1車線から片側2車線へ、9km 程度にわたり拡張される計画である。また、21 年にはティラワ SEZ を含むタンリン地区と市街地を結ぶバギー橋の架け替え工事も予定されており、渋滞の緩和による輸送・移動時間の大幅な短縮が期待される。

安価な労働力の確保にも余裕あり

チャイナプラスワンやタイプラスワン候補地としてのミャンマーの魅力の一つに、安価な労働力が挙げられる。ミャンマーでは、18 年5月 14 日に最低賃金水準が 33%引き上げられ、日額(8時間労働)4,800 チャット(月額で約 100 米ドル)となった。しかしながら、中国や、同じくプラスワン候補のベトナムに比べると、依然として 1/3~1/2 程度の高額にとどまっている(次頁図表3)。実際に、ティラワ SEZ の入居企業の多くは当該最低賃金水準で

【図表2】開発スケジュール

	面積	着工時期	引渡時期	備考
Zone-A	405ha	2013 年 12 月	2015 年 9 月	98%入居済
Zone-B	101ha(1期)	2017 年 2 月	2018 年 7 月	65%入居済
	77ha(2期)	2017 年 12 月	2019 年 8 月	2018 年 7 月より売買、2049 年 9 月より本契約
	50ha(3期) 予定	2018 年 12 月	-	2019 年 12 月より売買
新エリア	100ha+100ha 予定	-	-	2020 年半ばより引渡

(資料) MJTD ヒアリングよりみずほ銀行作成

ワーカーが確保できており、タイ・プラスワンで進出し、労務コスト圧縮に成功した企業は少くない。

また、ミャンマー政府は経済政策である「ミャンマー人の雇用促進」に向け、優遇制度を掲げている。背景には、生産年齢人口（15～59 歳）が人口全体の 63%程度（14 年時点）を占めているものの、若年層の就業機会が乏しく、タイやマレーシアなど近隣諸国に出稼ぎに行く人が多いことが挙げられる。政府はこの状況の是正のため、ティラワ SEZ の入居企業に対し雇用創出を奨励しており、従業員人数に応じ土地使用料を割引する優遇制度（図表4）を設けている。

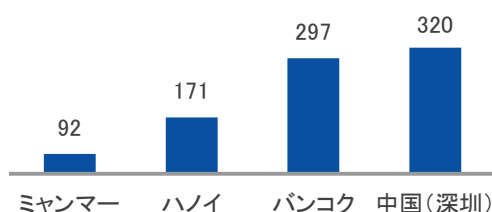
日本人駐在員の労働環境も向上している。駐在員のほとんどは市街地に居住し、ティラワ SEZ まで通勤しているとのことだが、市街地ではマンションやサービスアパートの開発が急速に進んでいるため、賃料水準は下がりつつあり、家賃負担は軽減傾向にある。ティラワ SEZ 内でも、先述の商業・居住施設などが並ぶ新エリアの開発計画に加え、「日系企業が食堂やデリバリーサービスの運営を始めるなど、働きやすさは向上している」（現地日本人駐在員）ようだ。

製造業企業の課題

このように、ティラワ SEZ ではインフラの改善、商業税や法人税の免税・減税措置、雇用創出企業への土地使用料割引など、進出企業にメリットとなるさまざまな優遇制度が設けられている。約3年前のティラワ SEZ 開業当時と比べれば、電力や道路、港湾などのインフラ面での整備も格段に進んでいるものの、課題もまだ残っている。

まず、ヤンゴン市周辺には 30 弱の工業団地があるものの、インフラの整備状況など事業環境面を鑑みると、日系製造業企業の進出先としてはティラワ SEZ 以外、検討し難いため、進出先の選択肢は極めて限られた状況といえる。上述の通り、ティラワ SEZ 周辺のインフラは足もと改善されており、電力供給にも余力が相応にあるものの、今後、消費電力量の多い重工業メーカーなどが大量に入居したり、それらが本格稼動した場合には、供給不足に陥る懸念もある。物流環境もインフラ面では改善が徐々に進んでいる半面、海運では貨物の積み替えによる輸送所要期間の問題から、周辺国の基幹工場と連携させようとしても、リードタイムの短い製品の輸出加工拠点や補完工場としては機能させにくいのが現状だ。また輸出貨物はあるが輸入貨物が少ないという「片荷」が要因で、輸送コストが高いこともネックとなっている。国

【図表3】最低賃金水準比較（月額、米ドル）



（資料）JETRO資料よりみずほ銀行作成

【図表4】土地使用料優遇制度

従業員人数	優遇（割引額）
0～499 人	なし
500～999 人	1米ドル/平米
1,000～人	2米ドル/平米

（資料）MJTD ヒアリングよりみずほ銀行作成

内輸送についても、精密部品などの搬送は依然として難しい環境といえるだろう。

人材についても、中間管理職や技術者などの専門職についてはヤンゴン市内も含め全般的に不足、あるいは習熟度にばらつきがある状況で、ティラワ SEZ ではヤンゴン市内比べ給与水準が2割程度高くなることが一般的である。また、ミャンマー人従業員に対する実務面での指導・教育のため、日本などから受け入れる出向者・出張者のコスト負担が重くなっている進出企業は少なくなိようだ。

おわりに

ティラワ SEZ では Zone-B に日系の自動車・重工業メーカーが近時入居済み、または今後入居予定であることから、これに伴う周辺部品メーカーなどの集積が期待されている。しかしながら、法規制の運用やインフラ整備の進捗については不透明な部分もままあることから、進出検討時には十分に情報収集を行う必要がある。

一方で上述のように、ティラワ SEZ には安価な労働力や進出企業への各種サポート、優遇措置など日系企業が進出するメリットが多く存在する。前号で紹介した法規制の整備も含め、日系企業の進出が本格化するためには、さらなる改善が期待されよう。



【Indonesia】

徴税強化に有効な OSS システム

佐藤 篤 PT FAIR CONSULTING INDONESIA

概要

インドネシアの経済成長率は、直近5年ほど5%台前半が続いており、政府は2015年以降、経済政策パッケージを矢継ぎ早に発表し、行政の効率化やライセンス手続きの簡素化・迅速化により直接投資を増加させることなどを梃に、経済成長を促進しようとしています。

さらに政府は18年6月の政令(No.24Year2018)において、現在480ほどある各種行政オンラインシステムを一つのシステム(OSS=Online Single Submission)に繋げ、統合的にライセンスを管理すると発表しました。システムの統合と同時に、各種ライセンス手続きの簡素化を図るため20産業セクターにおけるライセンス規程の変更も行おうとしています。OSSシステムには、対象企業のみならず、役員や法人・個人株主の納税番号(NPWP)の登録が必要です。当該法人・個人の納税状況と紐付けされるため、納税遅延や未払いなどがあると、ライ

センスの申請が拒絶される仕組みとなっており、徴税強化に対する有効な手段になるものと思われます。

1. OSS システム導入の背景

インドネシア政府は投資誘致のメルクマールとして、世界銀行が毎年発表する「ビジネスのしやすさランキング」を重視しています。OSSシステム導入時のジョコ・ウィドド大統領の演説でも、「OSSシステムによりビジネスのしやすさが向上し、投資が促進され、経済成長が促進されることを望む」と言及しています。19年度のインドネシアの「ビジネスのしやすさランキング」は73位となっており、前年度より一つランクを下げています。しかし、数年前と比べて確実に順位を上げおり、タイと同じランク(27位)に達することを当面の目標としています(表1)。

「ビジネスのしやすさ」評点の構成を見ますと、起業や建築許可、登記、破綻処理などライセンス申

【表1】ビジネスのしやすさランキング(2019年度)

順位	2位	5位	15位	27位	39位	69位	73位	124位	171位
国名	シンガポール	韓国	マレーシア	タイ	日本	ベトナム	インドネシア	フィリピン	ミャンマー

【表2】インドネシアのビジネスのしやすさの調査項目別順位変動(2017~19年)

項目 順位	企業	建設許可 取得	電力 調達	登記	資金 調達	投資家 保護	契約 履行	破綻 処理	納税	越境 貿易
17年	151	151	49	118	62	70	166	76	104	108
18年	144	108	38	106	55	43	145	38	114	112
19年	134	112	33	100	44	51	146	36	112	116

(出所)世界銀行

【表3】経済政策パッケージにおける行政効率化施策

パッケージ No.	年月	効率化施策内容
第1弾	2015年9月	土地収用手続きの迅速化、簡素化
第2弾	2015年9月	3時間大型投資認可
第6弾	2015年11月	食品・薬品輸入許認可のオンライン化
第9弾	2016年1月	通関書類の電子化(INSWの改善)
第11弾	2016年3月	港湾滞留日数削減(コンテナ滞留日数 4.7日から3.0日へ)
第12弾	2016年4月	中小企業の開業手続き簡素化

請に関連する項目が大きな割合を占めており、インドネシアは当該項目の評点を毎年上昇させています(前頁表2)。こうした投資環境改善の背景には、15年以降、経済活性化のための経済政策パッケージが発表されたことがあります。パッケージは第16弾まで発表されており、表3のような行政効率化策が打ち出されています。

2. OSS システムとは

インドネシア政府は各種ライセンス申請のオンライン化を積極的に推進しており、15年3月より海外直接投資の窓口である投資調整庁(BKPM)におけるオンライン申請(PTSP PUSAT)が可能となりました。また、法務人権省における会社登記などの法務手続き(AHU Online)や、人材省、移民局における外国人のビザ申請手続き(TKA Online)のほか、関税にかかる手続き(INSW)、貿易省の輸出入ライセンス申請の手続き(Inatrade)などのオンライン化を

実施してきました。現在このようなシステムは地方政府も含め 480 程度あると言われています。OSS システムは、ライセンスにかかるシステムをすべて統合し、一元管理することを目的としています。OSS システムの利用者は、株式会社(17 万社)や有限会社(440 万社)、共同組合(9万)、財団(19 万)などであり、相当数の機関が対象となります。

システムの統合と同時に、政府は農業や商業、工業、運輸、観光、労働、電力など 20 産業セクターにおけるライセンス数を現行の 412 から 211 まで減らすとしています(表4)。既に環境・林業、公共事業・住宅、薬品・食品、電力、教育・文化などの分野においてはライセンス規程が変更されています。

ただし、一般駐在員事務所(KPPA)の設立や変更申請、ライセンスセクターにおける支店開設、一時滞在許可(ITAS)、永久滞在許可(ITAP)の推奨状、一部電力セクター(地熱開発許可など)につい

【表4】旧システムと OSS システムでのライセンス数比較

	セクター	輸送	農業	水産	公共事業	環境・林業	商業	工業	情報通信	保健
ライセンス数	旧システム	68	26	32	15	39	86	6	36	31
	OSS	43	12	11	5	16	41	5	10	15
	セクター	観光	教育文化	高等教育	人材	金融	鉱業	宗教	食品飲料	合計
ライセンス数	旧システム	1	16	5	9	12	43	6	12	412
	OSS	1	6	3	9	8	6	6	11	211

(出所)BKPM

ては OSS システムの利用ができないため注意が必要です。

外国投資家の投資申請手続きは、18 年1月の政令(No.13Year2018)において大幅な変更が行われ、会社組織を設立した後に投資登録を行い、最終的に事業ライセンスを取得する手続きとなりました。そして今回の政令において、会社組織設立前に統合事業者番号(NIB)を取得することなど、さらなる変更がありました。NIB は輸入ライセンスや商業省登録(TDP)、関税アクセス権(NIK)も兼ねることとなり、別途申請する必要がなくなりました。新旧の投資手続きの比較は表5の通りです。

3. 納税とのつながり

今回の OSS システムの導入以前にも、政府は徴税強化策を打ち出しており、17 年6月の投資調整庁長官規定(No.7 Year2017)では、BKPM はライセンス許可などの審査の際に、申請者の納税状況を確認し、税務申告をしていない、または納税が遅延している場合は、ライセンスの発行を拒絶できるとし

ました。

また、17 年の税務総局長規定(No.PER-24 /PJ/2017)では、納税者が年次確定申告(SPTPP)などを提出していない場合に、税務総局長が関税手続きの差し止め請求を行なうことができるとしました。

OSS システムでは、NIB 取得のためには①名前、設立証書承認番号、株主、取締役、②事業内容、③事業計画、④投資計画、⑤労働者雇用計画、⑥会社、株主、役員の納税番号、⑦事業責任者の身分証明書番号(パスポート番号)などを登録しなければなりません。つまり、関連者の納税番号証登録によりそれぞれの関連者の納税状況も連結して把握できるようになりました。したがって、OSS システムを使ってライセンスの新規・変更申請をする場合、申請を行う企業や役員が年次確定申告をしていなければ、申請が拒絶されるようになっています。最近の事例では、申請を行った企業のインドネシア人株主が納税申告をしていなかったためライセンス

【表5】新旧投資ライセンス手続きの比較(製造業)

旧法(No.13 Year2018)	新法(No.24 Year2018)
会社名登記	会社名登記
所在地証明(COD)取得	所在地証明(COD)取得
会社定款作成と法務人権省への登録	会社定款作成と法務人権省への登録
納税番号証(NPWP)取得	納税番号証(NPWP)取得
投資登録(Investment Registration)	統合時行番号(NIB)取得
立地許可、建設許可(MB)、環境ライセンス等取得	立地許可、建設許可(MB)、環境ライセンス等取得
会社登録(TDP)	事業ライセンス(Business License)取得
輸入ライセンス(API)取得	コミットメント実行報告書の提出
関税登録番号(NIK)取得	象徴、地方政府などによるコミットメント遂行確認
事業ライセンス(Business License)取得	商業・営業ライセンス(Commercial Operational License)の取得
営業、商業清算開始	営業、商業清算開始

(出所)BKPM

【表6】インドネシアの2018年第3四半期直接投資実績

(単位: 兆ルピア)

	1Q	2Q	3Q	1~3Q		目標	修正 目標
				前年同期比	前年同期比		
外国投資	108.9	95.7	89.1	-20.2%	293.5	-7.80%	477.4
内国投資	76.4	80.6	84.7	30.5%	242	24.10%	287.6
合計	185.3	176.3	173.8	-1.6%	535.4	4.30%	765.0

(出所) BKPM

の変更が拒絶された事例があります。

このように OSS システムは徴税強化に有効な手段と思われます。インドネシアの税収目標はここ数年未達となっており、17 年の所得税収入は目標の 83%にとどまっています。18 年の財政赤字は GDP 比で 2.12%が予想されていますが、OSS システムの導入により徴税強化が図られ、19 年には 1.84%へと改善されることが期待されています。

4. 報告義務とのつながり

納税の不履行のみならず、各種報告義務を怠った場合においても、ライセンス申請が拒絶される恐れがあります。移転価格文書化制度にかかる年次の「Summary Sheet」、国別報告書文書化制度にかかる「通知書(Notification)」、過少資本税制にかかる年次の「負債: 資本比率の計算書」の提出義務を怠ると、「年次申告そのものが不完全」と見做されライセンス申請が拒絶される可能性があるため、注意が必要です。

5. 減少する海外直接投資

行政システムの効率化による投資促進策が打ち出されているにも関わらず、18 年第3四半期のインドネシアへの海外直接投資は前年同期比 20.2%と大幅に落ち込みました(表6)。これは 18 年1月に発表された外国投資ライセンスにかかる規程

(NO13Year2018)において、すべての外資企業は年間売上 5,000 億ルピア、または純資産 100 億ルピア以上の要件を満たさなければならないという、最低投資額規制¹の厳格化によるものと思われます。

投資促進のためには、行政効率化のみならず、投資規制の緩和も望まれます。



FAIRCONSULTING GROUP

佐藤 篤
(さとう あつし)

PT Fair Consulting INDONESIA

フェアコンサルティング・インドネシア代表。大手銀行にて、マレーシア駐在、石油開発会社出向、インド拠点長、一部上場自動車部品会社にてインド、タイ駐在、業務監査室長歴任。アジア勤務歴通算 22 年の豊富な経験を活かし、コンサルティング業務を行っている。

¹ 従来は最低投資額 100 億ルピア以上、払込資本金 25 億ルピア以上。



【India】

インドにおける GST 監査の 概要と留意点

野口 覚司 Corporate Catalyst India

はじめに

2017 年7月1日より、従前の VAT やサービス税に代わる物品・サービス税(以下、GST)が導入され、18 年9月 13 日付の通達において、GST 監査報告書(Form GSTR-9C)のフォーマットが発表されました。当該報告書の提出は今期(18 年度)が初年度であり、GST の年次報告に加え、新たな対応が必要となります。今回は GST 監査の概要や留意点について説明します。

GST の概要

GST 監査の説明の前に、GST の概念についておさらいします。GST とは、一定の課税区分において、中央政府と州政府の双方が徴税を行う間接税の仕組みで、従来は州ごとに設定されていた煩雑な間接税体系(物品税やサービス税など)の簡素化と適切な税の回収を目的として導入されました。従来の体系との重要な相違点は、「供給」の概念が導入されたことです。すなわち、特定の物品およびサービスにかかる事業者間の関係性(第三者か同一法人か)ならびに物品およびサービスが提供された場所、つまり「供給者」と「供給地」によって、課税対象の取引や GST の種類、税率が特定されます。

「供給者」ならびに「供給地」により、①同一州内の取引、②異なる州間の取引、③国外からの輸入取引の3種類に分類され、①中央政府が管轄する

CGST(Central GST)、②州政府が管轄する SGST(State GST)、③CGST と SGST を統合する IGST(Integrated GST)、④デリー首都圏をはじめとする連邦直轄領が管轄する UTGST(Union Territory GST)に区分されます。税率については、物品およびサービスの種類ごとに定められており、現在は0~28%となっていますが、適宜、GST 審議会において見直されています。

また、GST 登録事業者は、IT インフラネットワークである GSTN において、申告、納税を行う義務があります。

GST 監査の概要

次に GST 監査の概要について説明します。GST 監査とは、監査人が「適切な法令遵守がなされているか」、「仮受 GST(Output tax)の正確性」、「仕入税額控除(Input Tax Credit)の正確性」などの観点から、GST の正確性と真実性について意見を表明するものです。監査の対象者は、会計年度において 2,000 万ルピー以上の売上を計上した GST 登録事業者であり、株式会社に限らず、支店やプロジェクトオフィスなどの事業体も含まれます。対象期間は GST が導入された 17 年7月1日から 18 年3月 31 日までの取引となります。また、「会計年度」の正式な定義は今のところ開示されていませんが、当局のガイダンスによると、17 年4月1日~18 年3月

31 日と推定されます。GST 監査は、登録事業者ごとに実施が求められます。すなわち、法定監査では企業の財務諸表に対する監査を行うため対象は当該企業1つのみですが、GST 監査では、例えばデリー州とハリヤナ州で登録がある場合、双方の GST について監査 (Form GSTR-9C の作成) が必要になります。GST 監査は、独立した勅許会計士または原価会計士が実施します。法定監査人と GST 監査人の兼任に制限はなく、勅許会計士が法定監査と GST 監査の両方を実施することは実務上可能ですが、勅許会計士または原価会計士が企業の記帳代行を行っているなど、GST の計算に関わる業務を行っている場合には、当該企業の GST 監査を実施することができず、別の GST 監査人を選定することとなります。

GST 監査報告書の提出期限とペナルティー

GST 監査の期限は、18 年度分については、18 年 12 月 31 日までに提出が必要でしたが、18 年 12 月 7 日付の通達¹において、提出期限が 19 年 3 月 31 日まで延期されました。提出が遅れた場合は、GST 法に基づき 200 ルピー/日のペナルティーが課せられます。当該ペナルティーは登録事業者ごとに負担する必要があるため、多数の登録がある場合、影響は大きくなると考えられます。

GST 監査と法定監査の主な相違点

続いて、法定監査と GST 監査の相違点について説明します。法定監査の目的は企業の財務諸表が「真実かつ公正であるか」について証明することであるのに対し、GST 監査は GST の申告額および法

令遵守などの状況が「真実かつ正確であるか」について証明することである点で異なります。

法定監査では、財務諸表の公正性を調査するため、すべての書類を検討せず、重要度の高い請求書や契約書などの証憑を閲覧し、意見を表明します。一方で、GST 監査では、GST の金額や必要書類の整備状況、法令遵守にかかる正確性を調査するため、帳簿や E-way bill、請求書などの関連証憑、コンプライアンスの遵守状況 (各種申告書の提出状況、適切な GST 登録の有無など) のすべてに関する資料を入手および閲覧し、意見を表明します。

GST 監査報告書の構成

GST 監査報告書 (Form GSTR-9C) は、PartA (Reconciliation) と PartB (Certification) の二つから構成されています。PartA は、提出済み GST 申告書類にかかる修正報告であり、企業名や GST 番号などの基本情報、提出済みの財務諸表に記載された売上高、納税額、仕入税額控除などについて、修正事項がある場合に記入します。Part B は監査内容に対する監査人の証明書となっており、PartA を作成する GST 監査人が法定監査人と同一であるか否かで様式が異なりますが、基本的な内容は同じです。

GST 監査での主な検討事項

監査証明書から想定される主要な検討事項は次頁表の通りです。特徴としては、会計記録に加え、適時・適切な申告の実施状況や書類の整備状況などについて検討を実施する点が挙げられます。また、過去の税率に基づき計上された税額控除の移行手続きについても監査の対象とされていますが、手続期限は 19 年 3 月末までとなっているため、初

¹

http://cbic.gov.in/resources//htdocs-cbec/press-release/Press_Release_0712.pdf

【表】GST 監査での主な検討事項

主な検討領域	内容
供給品の課税状況	・供給品における課税の適切性の検証
Input Tax Credit	・Input Tax Credit(≒仕入税額控除)の適切性の検証
移行されたタックス クレジット	・GST 導入以前に行われたサービス・物品税の申告の適切性の検証 ・クレジット可能な仮払税額が記載された、TRAN- I および TRAN- II の適切性の検証
GST 法に基づく 適切な文書化	以下により、適切な書類の整備状況の検証 ・会計記録およびインボイスの閲覧 ・デビットノート、クレジットノート、支払証書、入金伝票、配達証書などの証憑の閲覧
その他 GST コンブ ライアンス	以下により、コンプライアンスの遵守状況の検証 ・輸入申告および輸出申告の閲覧 ・税金負債および納税状況の閲覧 ・GST 法に沿った書類の閲覧 ・該当期間中に発行されたインボイス、記録および文書化された書類の閲覧

年度のみが監査対象になると想定されます。

おわりに

GST 監査は今期が初年度であり、また上述の通り、監査済み財務諸表や請求書、ならびに申告書など、関連するすべての書類を提出が必要となります。したがって、GST 監査報告書の提出までには一定の人員と期間が必要になると予想されるため、早めに対応されることを強く推奨します



**CCI CORPORATE CATALYST
(INDIA) PVT LTD**
(In Joint Venture with SCS Global)

野口 覚司(のぐち さとし)

公認会計士(日本)
SCS Global
Corporate Catalyst (India)
Senior Manager



慶応義塾大学経済学部卒。大手監査法人にて金商法監査および IPO 支援に従事後、2016 年 10 月より SCS グループに参画し、海外親会社からのリファーマル監査等の保証業務および税務・会計に関するアドバイザリー、決算早期化支援等のコンサルティング業務に従事。18 年 7 月より、ジャパンデスク統括として、CCI へ参画し、日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザリーサービスを提供している。



【Vietnam】

プロジェクトオフィスのライセンス 申請手続き、税務および会計

森高 盾 KPMG ハノイ事務所

1. はじめに

経済成長著しいベトナムでは、インフラ整備が急務となっており、日本・韓国を中心とした ODA が継続して実施されている。当地でのインフラプロジェクト(発電所建設や道路・橋梁整備など)を、現地法人を持たない外国法人が行う場合には、プロジェクトオフィスを設置する必要がある。プロジェクトオフィスとは、特定のプロジェクトを遂行する目的で、オフィスや作業現場などを法令に従って登記するものをいう。本稿では、プロジェクトオフィスを設置する際のライセンス申請手続き、税務および会計についてまとめる。

2. プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き

プロジェクトオフィス設置の流れは以下の通りである。

i. Construction Operating Permit(以下、COP)の取得申請

COP とは、外国法人が建設事業を行う際に取得が必要な許可証である。プロジェクトの規模などにより、申請先は建設省もしくは地方建設局となる。現行制度上、当局は 20 日以内に審査結果を出すことになっているが、実務上は規定の期間以上に時間を要しているケースも見受けられる。

ii. プロジェクトオフィスの設置(通知)

COP 取得後、外国法人はプロジェクトオフィスの住所および電話番号などを登記し、建設省や財政省、人民委員会などへ通知する必要がある。外国法人として固有の住所などをもたない場合、プロジェクトの現場住所などを登記、通知することも可能である。

iii. その他の手続き

プロジェクトオフィス設置後の手続きとして、社印の取得や税コード登録、銀行口座開設などがある。また、毎年 12 月 10 日時点のプロジェクト進行状況を建設省や地方建設局に報告する必要がある。

iv. その他留意点

外国法人がベトナムで建設事業を行う場合、原則としてベトナム企業と共同で実施するか、ベトナム企業をサブコントラクターとする必要がある。サブコントラクター登録には、建設資格証明が要求される場合があるため、留意が必要となる。ただし、実施する建設工事が当該外国法人にしか対応できず、ベトナム企業では実施できないと認められる場合には、例外的に外国法人単独で事業を行うことが可能である。

【表】

	法人税(CIT)部分	付加価値税(VAT)部分
① VAS 方式	(原則)課税所得×法人税率	(原則)仮受 VAT-仮払 VAT
② ハイブリッド方式	(簡便)契約金額×みなし税率※	(原則)仮受 VAT-仮払 VAT
③ みなし方式	(簡便)契約金額×みなし税率※	(簡便)契約金額×みなし税率※

※みなし税率については Circular 103 参照。

3. プロジェクトオフィスの税務および会計

あまり進んでいないのが実状である。

3. 1. プロジェクトオフィスの税務

プロジェクトオフィスは、FCT の申告・納税方法について、表の3つの方法から選択ができる。

i. プロジェクトオフィスの外国契約者税(FCT)について

プロジェクトオフィスを設置して事業活動を行う外国法人は、Circular 103/2014/TT-BTC(以下、Circular 103)に基づき、FCT の対象となる。FCT とは、外国の組織または個人(外国契約者)がベトナム国内の組織や個人との契約などにより経済活動を実施または所得を得た場合に、当該所得・付加価値に対して課される税をいう。法人税(CIT)と付加価値税(VAT)で構成されており、ベトナムに恒久的施設(PE)がない場合でも、プロジェクトオフィスは FCT の対象となる。

一方、所得に関する二重課税回避を目的とした日越租税条約では、ベトナムに PE を有さない場合、CIT 部分は課税されないと規定している¹。建設プロジェクト期間が6カ月以下の場合、当該プロジェクトオフィスは外国法人の建設 PE とはみなされず、免税の対象となる²。そのため、国内規定に基づき免税の申請を行うことが可能と考えられるが、手続きの煩雑さや税務当局の租税条約に対する理解不足に起因し、当該制度の利用は

① VAS 方式

VAS(Vietnam Accounting Standards=ベトナム会計基準)とは、ベトナム現地法人が準拠する原則的な申告・納税方式を指し、外国法人もベトナム現地法人と同様に自己申告を行う。

当該方式は、ベトナムに PE を有し、かつ 183 日以上ベトナムで事業を行う場合に採用することができ、外国法人が VAS を適用した財務諸表を作成し、税金の計算を行う必要がある。実務上、プロジェクトオフィスが VAS を適用した財務諸表を作成するには負担が重く、採用されている事例はほとんどない。また、税法改正案において VAS 方式の廃止が検討されている。

② ハイブリッド方式

CIT 部分について、みなし税率を利用して簡易的に計算する方式である。

VAS 方式と同様、ベトナムに PE を有し、かつ 183 日以上ベトナムで事業を行う場合に採用することができるが、VAS に準拠した会計処理は要求されておらず、財政省発行のガイダンスなどに従

¹ 日越租税条約第 7 条第 1 項

² 日越租税条約第 5 条第 3 項

った簡易的な会計帳票を作成する。また、GIT の詳細な計算を行う必要がないことから事務作業の負担が軽減され、税務調査時のリスクも減少する。利益率が高いプロジェクトやサブコントラクターを多く利用するプロジェクトにおいて採用されやすい方式であるが、外国法人自身に申告・納税義務がある点に留意する必要がある。

③ みなし方式

法人税部分および VAT 部分の両方について、みなし税率を利用する最も簡易的な方式である。

VAS 方式、ハイブリッド方式に比べて事務手続きが簡便であり、実務上も多くのプロジェクトで採用されている。みなし方式の特徴としては、申告・納税義務がサービスや製品を購入するベトナム国内企業にある点が挙げられる。つまり、外国法人の契約相手先である国内企業が、支払時に源泉徴収して申告納税するため、想定外の税務リスクを排除することが可能となる。

④ その他留意点

事務負担や税コストの観点から、外国契約者税の申告・納税方式に関しては、契約者のどちらが税金を支払うかという点も含めて、プロジェクトの検討段階で十分に協議し合意しておく必要がある。

また、一度採用した方式は、既存の契約が終了するまで継続されることとなる。したがって、当該契約が終了する前に新しい契約を締結する場合には、既存の方式を採用する必要があるため留意が必要である。

ii. プロジェクトオフィスの個人所得税 (PIT) について

プロジェクトの遂行にあたり外国籍の個人がベトナムで業務を行う場合には、ベトナム PIT 規定に従った申告納税を行う必要がある。下記項目に該当する場合には居住者とみなされ、それ以外は非居住者と定義されている。

- ① 暦年あるいは最初の入国日から 12 カ月以内に、ベトナム国内で 183 日以上滞在するもの（入国日と出国日は合わせて1日で計算）

または

- ② ベトナム国内に下記の定常的な居所を有するもの
 - a. 恒久的住居
 - b. 課税年度における契約期間が 183 日以上の賃貸住宅など（ホテル、本社、作業場などを含む）

居住者の場合、全世界所得を対象とした累進課税（5～35%）が適用され、非居住者の場合にはベトナム源泉所得を対象とし、一律 20% の税率が適用される。なお、日越租税条約第 15 条第 2 項により、①ベトナムでの滞在が 183 日未満であること、②給与などを日本法人が支払っていること、③給与などをベトナム国内の PE または固定的施設（ベトナム法人、6 カ月超のプロジェクトオフィスなど）が負担していないこと、を満たす場合には、短期滞在者免税が認められている。ただし、租税条約による免税は自動適用されるわけではなく、規定に基づき申請する必要があるため留意が必要である。

iii. プロジェクトオフィスへの税務調査

プロジェクトオフィスの清算時には、税務調査を受ける必要があり、プロジェクトオフィスが FCT の申告、納税手続きを適切に行っているかについて調査される。調査が完了し、ベトナムでの納税義務を全うしなければ、プロジェクトオフィスの開設時に取得した税コードとプロジェクトオフィスの閉鎖手続きが完了しないほか、ベトナムの銀行口座から海外に送金することもできない。事前にベトナム税法規制および実務慣行について理解し、適切な会計書類の準備、納税手続きを行うことで、税務調査の長期化と不要な税コスト（罰金および遅延利息）の発生リスクを抑制できる。罰金は追徴額の 20%、遅延利息は 2016 年 7 月以降、0.03%/日（年率 10.95%）と非常に高い水準となっているため十分留意する必要がある。

3. 2. プロジェクトオフィスの会計

Circular 200/2014/TT-BTC（以下、Circular200）では、外国法人がベトナムにおいて PE を有する場合には、会計法や VAS に従って会計記帳を行わなければならないと規定している。また先述の通り、プロジェクトオフィスは FCT の納税方法を選択でき、VAS を採用するか、または財政省発行のガイダンスなどを参照し簡便的な会計帳票を作成することになる。

4. まとめ

プロジェクトオフィスを設置してベトナムで事業を行うにあたっては、事業に直接関連するコストだけではなく、FCT や PIT などの税務コストについても事前に検討し、予算に織り込んでおく必要がある。特に技術者やプロジェクト管理者などの出

張者を多く受け入れる場合には、税負担および手続き面の実務負担を考慮して、事前の対応範囲について判断しなければならない。出張者個人については、ビザや労働許可証の取得、居住者判定などの対応が必要であり、ライセンス取得手続きとあわせて、プロジェクト開始前に余裕をもった事前準備を行うべきである。

プロジェクトオフィスの設置後は、記帳や税務実務のため、ベトナム人の経理スタッフを雇用するか、会計事務所に記帳を委託することが一般的である。それ以外の場合には、インボイスが適切に発行されているか、証憑のつづりが漏れなく適切に行われているかなど、日本から遠隔でモニタリングする仕組みを構築する必要がある。特に VAT 部分の納付についてみなし方式を採用しない場合には、税務リスク低減の観点から、VAT インボイスの発行時期や形式、管理方法が非常に重要となる。

森高 盾 （もりたか じゅん）

公認会計士
アシスタント・マネジャー
KPMG ベトナム
ハノイ事務所



有限責任あずさ監査法人東京事務所入所後、主に自動車メーカー・リース会社・建設会社等の会計監査（日本国会計基準）及びIFRS導入助言に従事。2017年9月よりKPMGハノイ事務所に入所し、現地の日系企業に対する投資・会計・税務・法務・人事等のコンサルティングに従事。



【China】

インターネット法院による事件 審理の若干問題に関する規定

鈴木 幹太 森・濱田松本法律事務所

2017年8月18日、杭州に中国初となるインターネット法院が設立され、大きな注目を集めた。その後、北京インターネット法院、広州インターネット法院が18年9月9日と同月28日にそれぞれ設立された。加えて最高人民法院は、インターネット法院における訴訟活動を規律し、オンライン上の審理規則を明確にするため、「インターネット法院における事件審理の若干問題に関する規定」¹（以下、「本規定」）を公布した。本稿では、インターネット法院設立の背景および、本規定ひいてはインターネット法院におけるオンライン審理の概要並びに留意点について解説する。

一、背景

中国において、インターネットを通じたサービスが拡大、発展していく中、インターネットに関連する紛争も増加している。また、インターネット空間の健全な発展や法律執行、イノベーションの推進によるインターネット強国の建設は、中国にとって重要なテーマとなっている。こうした背景のもと、まずアリババグループをはじめとするIT関連企業が多く集積する浙江省杭州市に、17年8月18日、中国初となるインターネット法院が設立された（以下、

「杭州インターネット法院」）。杭州インターネット法院では、「インターネット上の紛争をインターネット上で審理する」という原則のもと、審理が行われている。最高人民法院の責任者によると、18年8月末時点で、杭州インターネット法院は約1万2,000件のインターネット関連事件を受理し、約1万件の審理および処理を行った。インターネット上の開廷審理の平均時間は28分、平均審理期間は41日であり、伝統的な方式に比べて50～60%の時間短縮につながっている。また、一審で紛争を解決できた割合は98.6%とのことであり²、第一回デジタル中国建設の年度最優秀実践成果の一つに選ばれるなど、国内外で注目を集めている。

加えて、18年7月6日、中央全面深化改革委員会において「北京インターネット法院、広州インターネット法院の増設に関する方案」が審議を通過し、杭州と並んでインターネット関連の紛争の多い北京市と広州市に、北京インターネット法院および広州インターネット法院が設立された（設立日はそれぞれ18年9月9日と同月28日）。増設の意義について、①司法審理制度のイノベーションや審理手続きの水準向上を実現させ、人民にとってより便利で使いやすい制度を構築し、ひいては

¹ 「关于互联网法院审理案件若干问题的规定」（法释[2018]16号）、最高人民法院2018年9月6日公布、2018年9月7日施行

²

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2018/09/id/3489190.shtml>

中国のインターネット産業の発展を促進させること、②新しい類型の案件に対する公正な審理を進めることで、インターネット産業の発展に伴い直面する問題を適時に検討解決し、バーチャル財産や知的財産、営業秘密、個人情報などの保護を強化すること。ひいてはインターネット空間の秩序を保ち、法執行を強化し、公平かつユーザーが安心して使える環境を整えること、③案件の処理に関する新しいモデルや経験を探求、蓄積し、かつ積極的に国際司法交流の場において公開することで、インターネット空間における法執行や管理面で世界に貢献すること、があげられている。

このたび、最高人民法院は、既存のインターネット法院における審理の状況や調査検討結果、著名なインターネット関連企業への訪問、中共中央インターネット安全および情報委員会弁公室、政府関係機関、学者、裁判官、弁護士などに対する意見聴取を経て、本規定を公布した。本規定は、インターネット法院における案件審理に関する管轄範囲や訴訟手続など（身分認証、電子デジタル証拠の導入、ネット上の挙証および証拠調べ、電子送達、上訴など）を定めている。以下で、主な内容と留意点を紹介する。

二、本規定の主な内容

1. 審理方法

インターネット法院は、オンラインで事件を審理する。受理や送達、調解、証拠の交換、開廷前準備、開廷審理、判決の言渡しなど一連の訴訟手続が、原則としてオンラインで行われる。一方、当事者の申請または審理上の必要性に応じて、インターネット法院は一部の訴訟手続をオフラインで補

完することを決定できる（1条）。オンライン映像方式を採用して開廷されるが、実際の法廷の場で身元確認や原本照合、現物確認などを行わなければならない特殊な事由がある場合には、オフラインでの開廷を決定することができる（12条）。

2. 管轄

北京、広州、杭州インターネット法院は、所在する市の区域内で基層人民法院が受理すべき次に掲げる一審事件を集中的に管轄する（2条）。

- （1）電子商取引プラットフォームを通じたオンライン購入契約の締結または履行に起因する紛争
- （2）締結や履行行為がすべてインターネット上で完了するネットワークサービス契約に関する紛争
- （3）締結や履行行為がすべてインターネット上で完了する金融借入契約に関する紛争、少額借入契約に関する紛争
- （4）インターネット上で初めて公表された著作物の著作権または隣接権の帰属に関する紛争
- （5）オンラインで発表または伝播された著作物の著作権または隣接権に対するインターネット上の侵害に起因する紛争
- （6）インターネットドメインネームの帰属や権利侵害および契約に関する紛争
- （7）他人の人身権や財産権などの民事権益に対するインターネット上の侵害に起因する紛争

- (8) 電子商取引プラットフォームを通じて購入した製品について、欠陥が存在し、他人の人身および財産の権益を侵害したことによって生じた製造物責任紛争
- (9) 検察機関が提起したインターネット公益訴訟事件
- (10) 行政機関が行ったインターネット情報サービス管理、インターネット商品取引および関連のサービス管理などによって生じた行政紛争
- (11) 上級人民法院が管轄を指定したその他のインターネット民事、行政事件

なお当事者は、上記の契約およびその他の財産権益にかかる紛争の範囲内で、紛争と実際に関係する場所のインターネット法院が管轄することを、合意のもと契約で定めることができる(3条1項)。

3. 訴訟プラットフォーム

インターネット法院は、インターネット訴訟プラットフォーム(以下、「訴訟プラットフォーム」)を構築し、当該プラットフォームを通じて行う訴訟行為は、法的効力を有する。電子商取引プラットフォームの経営者やインターネットサービス提供者および関係国家機関は、事件の審理に関するデータを提供し、訴訟プラットフォームに接続する義務を負う。インターネット法院が、提供されたデータをオンラインで照合し、リアルタイムで固定し、安全に管理する。データの保存および使用は、「中華人民共和国ネットワーク安全法」など関連する法律法規に準拠しなければならない(5条)。

4. 身元認証、専用アカウント

当事者などが訴訟プラットフォームを使用して訴訟行為を行う場合は、証明書の写真照合や生体認証、国の統一身元認証プラットフォームによる認証などオンラインで身元認証を行い、かつ訴訟プラットフォームにログインするための専用アカウントを取得しなければならない。

専用アカウントを使用して訴訟プラットフォームにログインして行った行為は、被認証者本人のものとみなされる。ただし、訴訟プラットフォームの技術的原因によりシステムエラーが生じた場合、または被認証者が訴訟プラットフォームのアカウントを盗用されたことを証明できる場合はこの限りでない(6条)。

5. 被告などへの通知、電子送達、証拠交換

インターネット法院は、事件を受理した後、原告の提供した携帯電話番号やファクシミリ、電子メール、インスタントメッセージアカウントなどにより、被告や第三者に対して訴訟プラットフォームを通じて事件の関連付けおよび身元認証を行うよう通知することができる。被告、第三者は、訴訟プラットフォームを通じて事件に関わる情報を把握し、訴訟資料を受領および提出し、訴訟行為を実施しなければならない(8条)。

インターネット法院は、当事者の同意のもと、中国審判手続情報公開ネットや訴訟プラットフォーム、SMS、ファクシミリ、電子メールまたはインスタントメッセージなどの電磁的方法を用いて、訴訟文書および証拠資料などを送達する。当事者が同意する旨を明確に示していないものの、紛争が発生した際に電子送達を適用すると決められている。

る場合、または受領確認の回答やしかるべき訴訟行為の実施などにより電子送達を受領し、かつ同意しない旨を明確に示していない場合には、電子送達に同意したものとみなすことができる。

当事者の権利義務を告知し、かつその同意を得た場合、インターネット法院は、裁判文書を電子送達することができる。当事者から紙媒体の裁判文書を要求された場合は、インターネット法院はこれを提供しなければならない(15条)。

インターネット法院が電子送達を行う場合、当事者に電子送達の具体的な方法およびアドレスを確認し、かつ電子送達の適用範囲や効力、送達アドレスの変更方法およびその他事項を告知しなければならない。受送達者が有効な電子送達アドレスを提供していない場合、インターネット法院は受送達者本人であることが確認できる、直近3カ月以内に日常的使用されていた携帯電話番号や電子メール、インスタントメッセージアカウントなどの常用電子アドレスを、優先的な送達アドレスとすることができる(16条)。

インターネット法院がオンラインでの証拠交換を実施する場合、当事者はオンライン電子データを訴訟プラットフォームにアップロードし、またはスキャンや撮影による複製、転写などによりオフラインの証拠を電子化した上でアップロードし、証拠を提出しなければならない。また、すでに訴訟プラットフォームに取り込まれている電子データを利用して自らの主張を証明することもできる(9条)。

6. 電子データの真実性に対する審査

当事者が電子データの真実性について異議を申し立てた場合、インターネット法院は証拠に対

する質疑を踏まえ、電子データの生成や収集、保存、伝送過程における真実性について、次の事項に重点を置き、判断しなければならない。

- (1) 電子データの生成や収集、保存、伝送が依拠するコンピュータシステムなどのハードウェア、ソフトウェア環境が安全で、信頼できるものであるか。
- (2) 電子データの生成主体および時間が明確であるか、表現内容が明確、客観的かつ正確であるか。
- (3) 電子データの保存、保管媒体が明確であるか、保管方式および手段が適切であるか。
- (4) 電子データの抽出および固定主体、ツールおよび方式が信頼できるものであるか、取得プロセスを再現できるか。
- (5) 電子データの内容に追加や削除、修正および不完全などの状況が存在しないか。
- (6) 電子データが特定の形式によって検証することが可能であるか。

当事者の提出した電子データが、電子署名や信頼できるタイムスタンプ、ハッシュ値検証、ブロックチェーンなどの証拠収集、固定および改ざん防止の技術によって、または電子証拠取得・保存プラットフォームによる認証を通じて、その真実性を証明できる場合、インターネット法院はこれを認めなければならない(11条)。

7. 署名、電子調書

インターネット法院がオンライン審理を行う事件において、裁判官や裁判官補佐、書記官、当事

者およびその他の訴訟参与人などが、オンライン確認、電子署名など方式によって調解合意、調書、電子送達証憑およびその他の訴訟資料について確認した場合、「中国民事訴訟法」の「署名」に関する要求を満たしているものとみなす(19条)。また、オンライン審理においては、調解や証拠交換、開廷審理、合議などの訴訟手続において、音声識別技術を活用して電子調書を同期生成することができる。当該電子調書は、オンライン方式により照合確認された後、書面による調書と同等の法的効力を有する(20条)。

8. 上訴

北京、広州、杭州の各インターネット法院の判決または裁定についての上訴審は、それぞれ北京市第四中級人民法院、広州市中級人民法院または杭州市中級人民法院において審理する。ただし、北京市または広州市のインターネット著作権の帰属および侵害に関する紛争、ならびにインターネットドメインに関する紛争に対する上訴審は、それぞれ北京知的財産権法院または広州知的財産権法院で審理する(4条)。

当事者が上訴する場合、第二審法院は、原則としてオンラインで事件を審理するものとし、第二審法院は本規定を参照するものとする(22条)。

三、企業の留意点

北京市、広州市、杭州市の場合、先述のように、インターネットに関連する事件についてインターネット法院が幅広く管轄権を有することとなる。また、オンライン審理における被告への通知は原告の提供した電子メールやインスタントメッセージアカウントなどへ行われることとなり、被告は訴訟

プラットフォームを通じて事件に関わる情報を把握し、訴訟資料を受領および提出し、訴訟行為を行うことが必要となる。インターネット法院は日本には存在しない制度であるが、中国において既に運用が始まっているため、中国において、インターネットに関連した事業を営む関係者はインターネット法院におけるオンライン審理への対応が必要となる場合があるということを理解しておく必要がある。

一方、インターネット法院におけるオンライン審理は、従来の方法と比べ、①法院に行く必要がないため負担が軽い、②手続完了までの時間が短い、③インターネット関連の事件を専門に扱う裁判官が審理するため、相対的に適正な法執行を期待できる、というメリットがある。そのため、インターネット関連紛争の被告の所在地などがインターネット法院の管轄内である場合に加えて、場合により、利用規約などにおいてインターネットに関連する一定の紛争が生じた場合、紛争と実際に関係する場所のインターネット法院に訴訟を提起する旨の合意管轄条項を定めることも可能であることから(ただし、法律および司法解釈のフォーム約款に関する規定を満たすことが必要)、積極的な利用検討をおすすめしたい。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

鈴木 幹太

(すずき かんた)

森・濱田松本法律事務所
弁護士(日本)

中国・台湾に関連する M&A、独禁、投資、撤退、労務、IT、知財などの案件に取り組んでいる。森・濱田松本法律事務所北京オフィス一般代表。



【China】

中国における外国籍社員の 個人所得税優遇策の規定変更 およびその解説

陳 静 伝智コンサルティング

財政部と国家税務局が2018年10月に公布した『中華人民共和国個人所得税法实施条例(改正草案意見募集稿)』および『個人所得税特定項目附加扣除暫定弁法(意見募集稿)』が19年1月1日に施行された。これにより、同じく19年1月1日施行の『中華人民共和国個人所得税法』(以下「新個人所得税法」)改正とあわせ、中国における個人所得税制改正がいっそう加速することになる。

個人所得税にかかる税制改正を受け、中国に勤務する外国籍の個人が、どのように個人所得税を申告・納付すべきか、注目の的となっている。本稿では、上述の意見募集稿に基づき、対応方法に関する弊社の意見を解説する¹。

➤ 居住者の判定基準

新個人所得税法では、居住者の判定基準である居住期間が満1年から満183日へと改訂された(次頁表1)。

¹ 本稿は意見募集稿に基づく18年12月1日時点の弊社意見であるため、19年1月1日に施行された实施条例および暫定弁法とは内容が異なる場合があることに留意いただきたい。19年1月1日施行の条文原文は、下記を参照されたい。

中华人民共和国个人所得税法实施条例(中华人民共和国国务院令 第707号)
国务院关于印发个人所得税专项附加扣除暂行办法的通知(国发〔2018〕41号)

➤ 非居住者の納税義務

一方、非居住者の個人所得税の納税義務、および183日の免税措置に関して、旧個人所得税法と新個人所得税法で大きな変更点はなく、ほぼ同一の規定となっている(同表2)。

➤ 居住者の納税義務

中国国外の源泉所得にかかる個人所得税は免除の対象となるが、意見募集稿において要件が変更された。具体的には同表3の通りである。

法規の解説

- 旧個人所得税法では、中国国内に住所を有さず **183日**(二重課税防止協定がない場合は90日) **以上1年未満滞在する**個人に対して、中国国外を源泉とする報酬かつ中国国内で支払う金額は、個人所得税の納付が免除される。新税法では、居住者を判定する基準である居住期間が、満1年から満183日へと改訂されたことにより、上述の免税措置が継続享受できなくなるとみられる。
- なお、従前の实施条例によると、上記の免税措置を享受するためには、主管税務機関の

【表1】

	旧個人所得税法	新個人所得税法
非居住者	中国国内に住所を有さず、かつ中国国内での滞在期間が1年未満の個人	中国国内に住所を有さず、かつ中国国内での滞在期間が183日未満の個人
居住者	中国国内に住所を有する個人、または中国国内での滞在期間が1年以上の個人	中国国内に住所を有する個人、または中国国内での滞在期間が183日以上

【表2】

	旧個人所得税法	新個人所得税法および意見募集稿
非居住者の納税義務	中国国内から取得する所得について、個人所得税を納付する。	
183日免税措置	1) 非居住者のうち、納税年度中に中国国内に連続または累計で滞在する日数が183日（税収協定がない場合は90日）を超えない場合 2) 中国国内の源泉所得について、報酬が国外の雇用主から支払われ、かつ当該雇用主の中国国内における機構・拠点が負担するものではない場合	

【表3】

	現行の実施条例	意見募集稿
免税対象	1. 中国国内に住所を有さず1年以上5年以下滞在する個人 2. 中国国外を源泉とし、かつ中国国外で支払う金額	3. 中国国内に住所を有さず183日以上5年以下滞在する個人 4. 中国国外を源泉とし、かつ中国国外で支払う金額
管理措置	主管税務機関の認可を得る	主管税務機関に届出をする

認可を得なければならない。しかし、税務機関の認可基準については通達もなく、実務上の関連手続きもほとんど存在しない。今回の意見募集稿では、従来の「認可」から「届出」へと管理措置が改定された。実際の運用において、「届出」が求められるか否かについて、今後の動向に注目する必要がある。

➤ 専用項目付加控除の適用可否

新税法の第六条では、個人所得税にかかる課税所得額の計算方法が明確にされた。第一款と第二款は以下の通りである。

(一) 居住者の年間総合所得は、納税年度の収入額から費用控除 60,000 元、専用項目控除（社会保険料、住宅積立金）、専

用項目付加控除（子女教育支出、継続教育支出、住宅ローン利息、住宅家賃など）およびその他の法律に基づく控除を差し引いた残高であり、当該金額が課税対象となる。

(二) 非居住者の賃金・給与所得は、毎月の収入額から費用控除 5,000 元を差し引いた残高であり、当該金額が課税対象となる。ただし、役務報酬所得や原稿報酬所得、特許権使用料所得は、収入の都度計算を行う。

新個人所得税法における非居住者の課税所得の計算式上には、専用項目付加控除に関する

【表4】

	専用項目付加控除に適用可否	外国籍個人の免税優遇措置適用可否
居住納者	適用可	適用可(同一の支出事項に対しては、専用項目付加控除と免税優遇措置どちらかを選択する)
非居住者	適用不可	適用可

【表5】

	専用項目附加控除	免税優遇措置
優遇策	子女教育 1,000 元/月 継続教育 3,600 元/年 住宅ローン利息 1,000 元/月 住宅家賃 800～1,200 元/月	子女教育費、語学研修費、住宅手当のうち実際に発生し、かつ主管税務機関に合理的と確認された金額
管理要求	源泉徴収義務者に対し有効な関連証憑を提出し、税務機関が証憑の真実性を確認	税務機関に有効な関連証憑を提出し、税務機関が証憑の真実性を確認
不明確な事項	居住者である外国籍の個人は、中国における重病医療費と老人扶養費を年度総合課税所得から控除できるか否か	

記載がなく、**非居住者は専用項目付加控除が適用されない**ことにご注意頂きたい。

また、意見募集稿第二十八条には、「外国籍の個人が子女教育・継続教育・住宅ローン利息または住宅家賃など専用項目付加の控除要件を満たす場合、項目を選択して適用を受けられる。併せて、現行の子女教育費・語学研修費・住宅手当などの免税優遇措置も享受できるが、同一の支出事項に対する適用はできない」と規定されている。

以上の説明に基づき、外国籍の個人が専用項目付加控除の適用をうけられるか否かについて、表4・5の通りまとめる。



陳 静 (Jane)

Denchi コンサルティング
 (深圳市中弘伝智諮詢有限公司)
 マネジャー
 中国税理士

深圳事務所の創業者メンバーであり、5 年超の税務、ビジネス、税関等に関するコンサルティング経験を持つ。移転価格、企業再編、企業清算等の分野において、実務経験が豊富であり、多数のフォーチュン・グローバル 500 企業の中国子会社に対してサービスを提供した経験がある。



【China】

在中国日系企業の昇給率と 華南地区における人事労務の課題

パソナグループ

海外で効果的な人事戦略を立案、そして遂行するには、進出先のローカル人材市場の傾向や実態を把握することが非常に重要です。本稿では、中国において新年度を迎え人事制度が再度見直されるこの時期に企業の関心が高いと思われる昇給率と、日系企業の注目が集まる華南地区における昇給や賞与などの人事労務の課題について取り上げます。

昇給率

当社では、中国に進出している日系企業の現地従業員の給与・賞与や福利厚生に関する動向をまとめた「在中国日系企業における現地社員の給与・福利厚生に関する調査」を毎年発表しています。2019年度の調査結果の速報値をもとに、昇給に関

する傾向について紹介します。

各企業の18年度平均昇給率実績は6.93%でした。前年度実績の6.85%と比べると0.08%ポイント増加しており、19年度予測昇給率は6.61%となっています(図表1)。

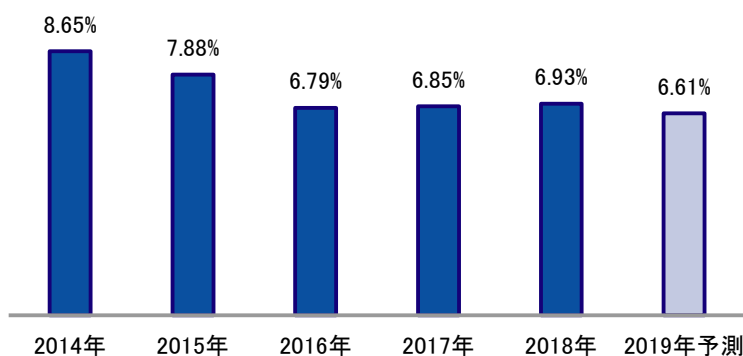
過去数年の昇給率は減少傾向にありますが、給与額全体は着実に拡大してきました。従って、昇給率はじりじりと下がっても、企業にとって人件費負担は増加の一途です。人事部が社員の給与をはじめ、福利厚生やその他すべての費用を総合的に見直し、次年度の計画を立てる必要に迫られているケースが多くみられます。

高まる人件費を補い、人事戦略を遂行するためには、当然企業の利益を増加させなければなりません。

経済成長を遂げる中国の国内消費に着目し事業展開を行っている日系企業には、業績が好調な企業も多く、中国に進出した理由や営業戦略を改めて見直す企業も見受けられます。

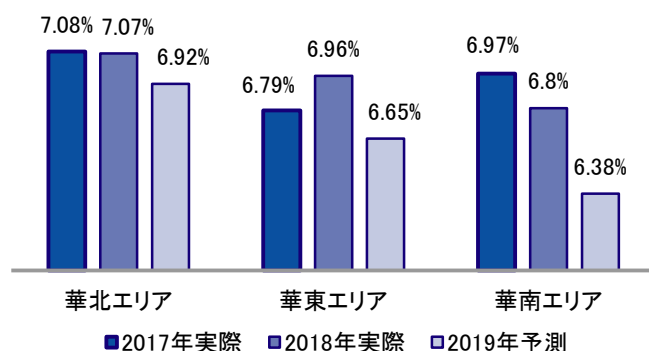
次に、地域別の昇給率については、18年度実績は華北エリアが7.07%、華東が6.96%、華南が6.8%となりました。19年度は、華北

【図表1】中国全体の昇給率



(出所)PASONA China「在中国日系企業における現地社員の給与・福利厚生に関する調査」(以下、同)

【図表2】地域別昇給率



が6.92%、華東が6.65%、華南が6.38%と18年度よりやや低くなると予測しています(図表2)。

また、業種別の19年度予測は、医薬・生物業が7.69%、IT・情報・通信業が7.42%、総合商社が7.25%の順となっています(図表3)。

華南地域における人事労務の課題

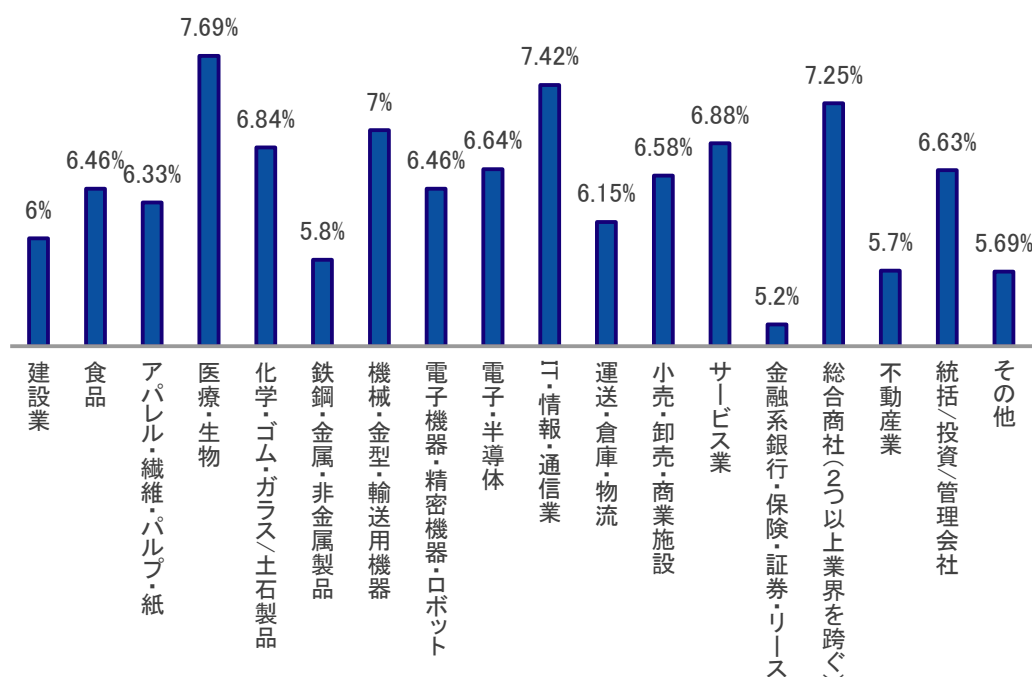
18年9月に香港と広州を結ぶ初めての高速鉄道「広深港高速鉄道」が正式に開通しました。これに

より、香港は約2万5,000kmに及ぶ中国本土の高速鉄道網に接続され、香港から深圳まではわずか20分、広州まで48分という短時間で移動が可能になりました。また、同年10月には香港とマカオ、広東省珠海を結ぶ「港珠澳大橋」が開通しました。加えて、深圳ー香港間で19年にオープン予定の新たな出入境ポイントである『蓮塘・香園圍新口岸』を通じ、香港と中国本土間の移動時間、距離が縮まるとされています。

これらのインフラ整備を追い風に、経済・社会・文化面での交流が一層深まると期待されます。

多くの日系企業は、香港や深圳、広州に拠点をもち、いずれかを統括拠点として事業を行っています。そこで課題となっているのが、昇給や賞与に関する人事労務管理です。香港と中国本土では人事労務制度や慣習、給与トレンドなどが異なる一方で、拠点に関わらず社員はお互いの給与や評価につ

【図表3】中国全体の業種別昇給率



いて情報交換する傾向があるため、公平で透明性のある管理が重要です。

すなわち、香港と中国本土において一定の共通した社内規則を設けると同時に、地域相場を捉えた給与・昇給設定を行う必要があります。

近年、企業の香港および華南地区の拠点間の人材交流は活発になっており、その結果、企業が直面する人事労務の課題は多様化しています。中でも、よく耳にするのが賞与制度に関する課題です。香港では、業績賞与に加えて「ダブルペイ」という制度があり、二本立てで支給しているケースが少なくありません。業績賞与とは、企業の業績をベースに社員のパフォーマンスを考慮したいわゆる「ボーナス」であるのに対し、ダブルペイは社員の1カ月分の給与を年末前に月給と合わせて支給するもので、社員からは給与の一部として認識されています。ダブルペイは、業績や社員のパフォーマンスに左右されず、支給が保証されているケースが多く見受けられます。

一方で、中国本土では企業の業績や個人のパフォーマンスを基準とする賞与のみの支給が一般的であり、企業にとって、賞与は固定費ではなく変動費の性質をもっています。このように香港と中国本土では異なる二つの賞与制度があるため、香港に居住する社員が深圳拠点で働いているような場合には、社員同士で不公平が生まれないように配慮する必要があります。

今後、香港と中国本土間のビジネスや人材交流をさらに活性化させるためには、企業の人事制度の公平性と透明性が鍵を握ると言えます。多くの企業が、昇格や昇給の検討の際、「人」に基づき評価を実施しているのが実状ではないでしょうか。公平

性と透明性の確保には、まず香港および中国本土の各拠点の状況を把握し、見直すことがスタートラインとなります。①各拠点のジョブ・ディスクリプション(職務内容)を作成すること、②評価制度は場所を問わず統一すること、③昇給や賞与においては、地域の特徴や経済情勢を考慮したローカライズを行うこと、が有効と言えます。

甲賀 孝

(こうが たかし)

Pasona Human Resources

(Shanghai) Co., Ltd.

保聖那人才服務(上海)有限公司

副総経理兼上海支店長



1999 年早稲田大学卒業後、株式会社パソナ入社。13 年より関東営業本部第1営業部長として首都圏エリアにて人材派遣・業務委託など、大手企業の管理部門を中心に幅広いサービスを提供。16 年6月に執行役員関東営業本部長に就任し、5つの営業部門を管掌。18 年4月より現職。



【Hong Kong】

香港における移転価格税制のアップデート

山口 和貴 Fair Consulting Hong Kong

はじめに

2018 年税務(改正)(第6号)条例(以下、条例)が2018年7月4日に可決され、同月13日から施行されました。17年12月29日に公表された2017年香港税務(改正)(第6号)法案(以下、法案¹)が法案委員会における複数回の審議を経て制度化されたものであり、いくつかの内容が法案から変更されています。これにより、香港において移転価格税制が正式に導入され、一定の企業に移転価格文書の作成が義務付けられることとなりますが、免除要件が法案の内容よりも緩和され、日系企業にとっては事務負担の軽減が期待されます。今回は、当地で導入された移転価格制度の概要および移転価格文書に関して、法案からの重要な変更点について解説いたします。

移転価格制度の概要

香港で導入された移転価格制度では、OECDが推奨するマスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書からなる3層構造の文書化が採用されています。それぞれの文書の概要は下記の通りです。

- マスターファイル(MF): 多国籍企業の事業概要などを記載する文書
- ローカルファイル(LF): 個々の関連者間取引に関する詳細な情報を記載する文書
- 国別報告書(CbC report): 国別に合計した所得配分や納税状況、経済活動の所在、主要な事業内容などを記載する文書

移転価格文書化

移転価格文書化に関して、法案と条例の相違点は次頁表1の通りです。

1. 対象取引

法案では、移転価格税制の対象は、香港域内取引およびクロスボーダー取引の双方とされていましたが、条例では、特定の域内関連者間取引は対象外となりました。取引が下記の3つの条件をすべて満たしている場合、香港における税制上の便益を得ているとは見なされないことから、移転価格文書化の適用除外となります。

- 双方の取引当事者が香港にて貿易、サービスの提供などに関わっている場合、または当該取引が当事者の一方によって行われる上

¹ 法案の詳細については、本誌第70号(2018年3月号)「香港における移転価格税制の概要」を参照されたい。

記の業務に関わるもので、かつもう一方が税法上の香港居住者である場合

- 取引価格の調整の結果、実際の租税義務に差が生じない場合。取引当事者が得る所得がともに香港で課税され、いかなる減税または免税措置も適用されない場合。または、非営業貸付条件に該当する場合
- 主要な目的、または主要な目的の一つが、取引の上で発生する税務上の欠損を利用した租税回避でない場合

一定の免除基準は設けられましたが、香港域内のすべての関連者間取引が適用除外となったわけ

ではないため、企業は自社の関連者間取引が上記すべての基準を満たしているかどうかを確認する必要があります。

2. MF および LF の免除基準

① 事業規模に基づく免除

法案において、MF および LF の免除に関して事業規模基準が定められましたが、条例で当該基準が緩和されました。

次頁表2の3つの条件のうち、2つを満たす企業は MF の提出および LF の作成が免除されることとなります。

【表1】法案と条例の相違点

	法案	条例
対象取引	香港域内取引およびクロスボーダー取引の双方に適用される。	<u>特定の域内関連者間取引は、移転価格税制の同期文書作成義務が免除される。</u>
MF および LF の免除基準	以下の3条件のうち、2つを満たす企業は MF および LF の作成が免除される。 - 年間総売上が2億香港ドル以下 - 総資産が2億香港ドル以下 - 従業員が100名以下	以下の3条件のうち、2つを満たす企業は MF および LF の作成が免除される。 - 年間総売上が4億香港ドル以下 - 総資産が3億香港ドル以下 - 従業員が100名以下
関連者間取引規模に基づく免除基準	上記の免除基準を満たさない会社でも、関連者間取引が基準額未満である場合、当該取引に関する LF の準備が免除される。 - 有形資産関連取引が2.2億香港ドル以下 - 金融資産関連取引が1.1億香港ドル以下 - 無形資産関連取引が1.1億香港ドル以下 - その他関連取引（役務、ロイヤリティーなど）が4,400万香港ドル以下	上記の免除基準を満たさない会社でも、関連者間取引が基準額未満である場合、当該取引に関する LF の準備が免除される。 - 有形資産関連取引が2.2億香港ドル以下 - 金融資産関連取引が1.1億香港ドル以下 - 無形資産関連取引が1.1億香港ドル以下 - その他関連取引（役務、ロイヤリティーなど）が4,400万香港ドル以下
MF および LF の作成期限	会計年度終了日から6カ月	会計年度終了日から9カ月
CbC Report の作成基準	多国籍企業グループの最終親会社が香港居住者であり、前年度の連結売上が68億香港ドルを超える場合	多国籍企業グループの最終親会社が香港居住者であり、前年度の連結売上が68億香港ドルを超える場合

② 関連者間取引規模に基づく免除

事業規模に基づく免除基準を満たさない場合には MF および LF の作成が必要となります。関連者間取引は4つに分類され、免除基準を満たす取引は LF の作成が不要となります。当該免除基準は、法案の内容がそのまま採用されました。

表3の4類型すべての取引が基準を満たす場合には、MF の作成も免除されることとなります。

3. MF および LF の作成期限

法案では、MF および LF の作成期限は会計年度終了日から6カ月以内となっていたましたが、条例では9カ月以内に変更されました。作成にかかる事務負担を考慮して準備期間を延長したものと推察されます。適用開始時期は 18 年4月1日以降の事業年度とされており、法案から変更はありません。3 月決算の香港法人の場合には 19 年3月期から適用され同年 12 月末まで、12 月決算の場合には 19 年 12 月期から適用され 20 年9月末までが初回の

作成期限となります。

4. 国別報告書の免除基準

国別報告書の提出は OECD の推奨基準に従って、年間の連結グループ売上が 68 億香港ドルを超える企業グループが対象とされていましたが、条例においても特段の変更はありません。前年度の連結売上が 68 億香港ドルを超える場合に、当該最終親会社またはその代理人として指名された香港企業は、国別報告書を準備し、税務局(IRD)に提出する必要があります。

まとめ

修正条例の施行により、香港にも移転価格税制が導入され、OECD の「税源浸食と利益移転」(Base Erosion and Profit Shifting, BEPS)に関する国際的な取り組みに対し、香港の参加を明確にしました。ただし、免除基準が当初の法案と比較してかなり緩和されており、他国よりも税制面での自由度が高い状況を維持しているように感じられます。適用対象

【表2】事業規模基準

	法案	条例	免除基準
売上	2億香港ドル以下	4億香港ドル以下	緩和
総資産	2億香港ドル以下	3億香港ドル以下	緩和
従業員	100 名以下	100 名以下	不変

【表3】事業規模基準

	法案	条例	免除基準
有形資産取引	2.2 億香港ドル以下	2.2 億香港ドル以下	不変
金融資産取引	1.1 億香港ドル以下	1.1 億香港ドル以下	不変
無形資産取引	1.1 億香港ドル以下	1.1 億香港ドル以下	不変
その他取引(役務取引とロイヤリティー取引)	4,000 万香港ドル以下	4,000 万香港ドル以下	不変

企業においては事務負担の増加は避けられませんが、グループ会社間の取引の内容や対価の決定方法を整理し、適正な独立企業間価格で行われていない取引を見直すよい機会となりますので、早い段階で専門家に相談の上、文書作成の準備を始めることが望まれます。



山口 和貴
(やまぐち かずたか)

Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

国内大手監査法人および中堅監査法人にて、法定監査業務、公開準備業務、財務デューデリジェンス業務、内部統制導入支援業務、IFRS 導入支援業務などに従事する。また、監査法人在籍中には、中国広州市に駐在し、華南地区および香港の日系企業に対し、会計・税務等に関するコンサルティング業務に従事した経験を持つ。現在は香港および中国に進出する日系企業へのコンサルティング業務に従事し、会計・税務面のアドバイスや、組織再編・M&A のサポートを行っている。



【Hong Kong】

日本の富裕層とオフショアのファミリーオフィス機能

レオン・マオ、福島美咲 TMF Hong Kong

はじめに

本稿では、日本人富裕層による「ファミリーオフィス」活用のトレンドについてご紹介します。ファミリーオフィスとは、富裕層のご家族(ファミリー)に対してご家族の資産の管理維持を窓口一つで担う外部サービスを指し、オフショア法人の設立維持から複雑なトラストや財団の設立維持まで含まれます。

日本におけるファミリーオフィスのニーズは、主に1990年代にかけて財産を構築し、近い将来に引退を控えている日本のベビーブーマー世代の活用が想定されます。資金計画と永続的な資産維持という目的以外にも、現代のライフスタイルに合わせてニーズは多様化しており、香港は欧米で活用されている最新の法的解釈やスキーム、銀行サービス・商品の情報をいち早く入手できることから、ファミリーオフィスサービスのハブとして機能しています。

日本は自国志向が強い国であるため、従前は香港において日本人富裕層から相談をうけるケースは多くありませんでした。また、日本人富裕層の特徴として、日本は贈与税・相続税の税率が世界で最も高い国の一つであるにも関わらず、各種スキームを利用した相続税対策に消極的である点が挙げられます。しかし、多様なニーズに合致する柔軟性に富んだ相続プランを考えるのであれば、自国

の垣根を越えてオフショアでの解決策を検討することも一案です。

日本の税制改正における留意点

オフショアでのファミリーオフィスの検討に当たっては、日本の税制改正にも留意する必要があります。

直近の18年度税制改正では、税務負担軽減による事業承継の促進という富裕層にとって有利な内容が盛り込まれました。当該改正により、非上場中小企業(資産管理会社を除く)においては、事業承継によって生じる贈与税・相続税の納付が10年間猶予されることとなりました。一方、事業承継に当たり当該猶予を受けるためには、後継者の人数や年齢、議決権の保有割合および順位など、後継者や先代経営者が満たすべき条件が定められています。また、親族外の個人への承継についても新たに規定されました。

このほか、オフショアでのファミリーオフィス検討においては、17年の税制改正で、税務メリットを享受できる日本非居住者とみなされるための国外滞在年数が、それまでの5年から10年に延長された点にも注意しなければなりません。資産や事業の承継にかかるストラクチャーを策定する際には、このような最新の税務上の変化も加味することが重要となります。

資産・事業承継スキームの事例

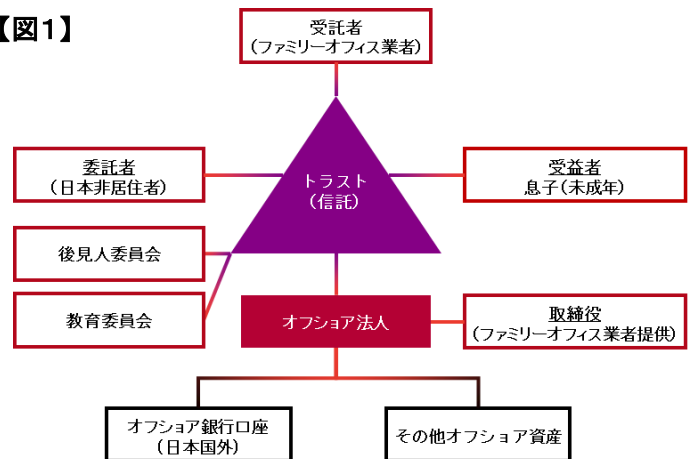
ここで、オフショアのファミリーオフィス機能の活用法として、前述の日本の税制改正にも準拠する日本人富裕層に当社が提供したストラクチャーの事例を紹介します。これら富裕層の国外居住地としては、香港・シンガポール・タイ・中国などが挙げられます。国際的な視野とオフショア・ベースの資産を持ち、ご家族の長期的なベネフィットを目的としたスキームです。

【事例1】トラスト(信託)活用による資産継承

トラスト¹を活用し、社会情勢や生活パターンに合わせたスキーム構築へのニーズが昨今高まっています。このケースでは、まず、医療従事者の父親が11年の東日本大震災後にシンガポールに夫人と当時4歳の息子1人を移住させていました。そして、資産承継スキームを検討する目的は、有事の際にも息子のニーズに対応できるメカニズムの構築にありました。

実際に設定されたトラストでは、息子の意向を代弁するための後見人委員会、将来の教育について

【図1】



(資料)TMF 作成(以下同)

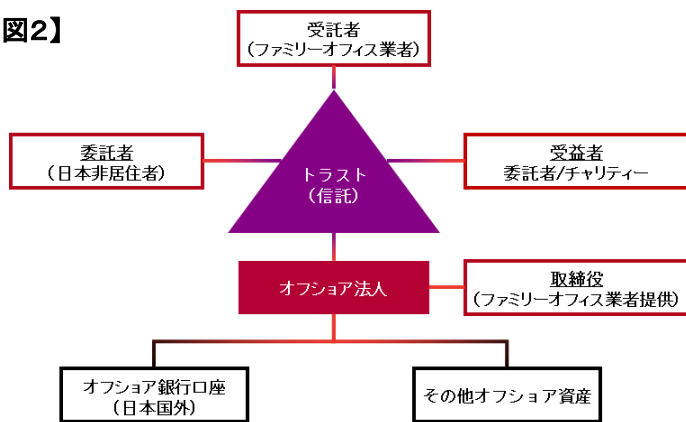
の決定権を有する教育委員会など、複数の委員会が設けられました(図1)。各委員会は決定権限が誰か一人、あるいは父方・母方のどちらかに集中しないよう配慮した仕組みとなっています。また、成人するまでの教育や医療、生活面での支出についてのガイドラインとしてレター・オブ・ウィッシュ²が作成されました。

【事例2】トラスト(信託)活用による資産管理

次に、トラストを通じ老後の資産管理を行ったケースを紹介します。本ケースの委託者は70代の高齢女性でした。委託者には子供がいないことから、老後の生活や医療ニーズを管理するためトラストが設定されました。

具体的には、亡夫から遺贈された不動産資産をトラストに移管し、介護施設や病院ではなく自宅で余生を全うしたいという委託者の意向を尊重できるようなストラクチャーを事前に設定しました(図2)。なお、生活において必要となる介

【図2】



¹ トラストと財団の違いについては、本誌第67号(2017年11月号)参照。

² 委託者の意思・意向を受託者(ファミリーオフィス業者)に伝える書面。

助・介護者のコストや保険・医療費は、トラストのもとと受託者が管理する形となります。

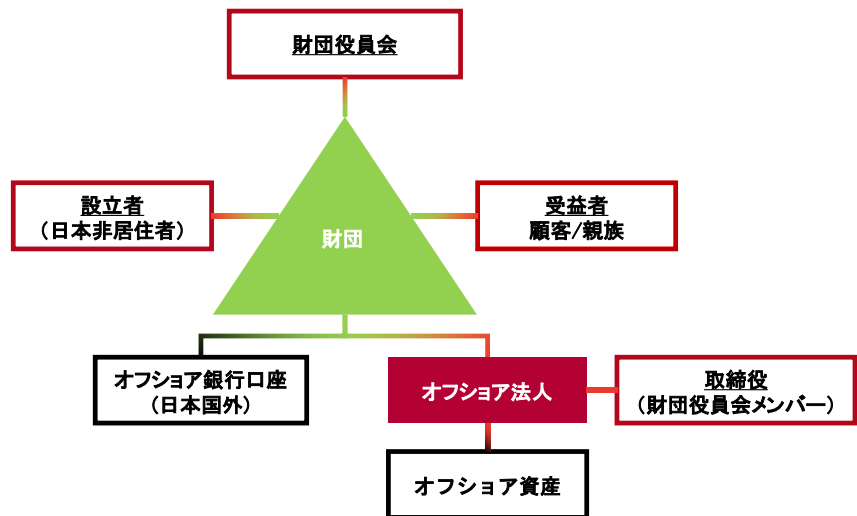
上述した事例のほか、オフショアでのファミリーオフィスを活用した資産保有の形態として、トラスト以外に財団への関心も高まっています。これまでに、日本の富裕層の一部におけるオランダの財団形態の活用もあり、富裕層の中には財団を一種のステイタスとして捉える見方もあります。

こうした財団では、資産の管理権限は会社の取締役会のような財団の役員会に帰属します(図3)。財団は公証人役場での登記が必要となり、この事は財団の名称など、一部の情報公開をも意味します。またトラストと異なり、財団は法人格を有することとなります。

おわりに

「ファミリーオフィス」は日本人にはまだあまり馴染

【図3】財団の構造および保有可能資産例



みがない言葉かもしれません。また、相続に関連する資産管理計画の策定はケースバイケースな側面が強く、委託者が生涯をかけて築いた資産の行方を左右する重大な決定も含まれるものとなります。

このことから、上述の事例における委託者が信頼のおけるトラスト業者の選定に注意を払っていたことは当然と言えるでしょう。アドバイザーの選定に当たっては、事務手続きやアドバイザー能力の高さだけではなく、信頼度や距離感、日本語での対応の可否、日本文化への理解といった点も重要だと考えます。



Global reach
Local knowledge

世界最大の信託・コーポレートサービス専門事務所。7,000 名を超えるプロフェッショナルを擁し、世界 85 カ国以上で事業を展開。



レオン・マオ
ディレクター
ファミリービジネス/ウェルス
・ソリューション部門代表

香港にて 25 年以上にわたり信託やコーポレート関連の専門サービス提供に従事。オーストラリアにて国際関係・法律の学士・修士を取得。英国・ウェールズ、オーストラリア、BVI の登録弁護士。



福嶋 美咲
(ふくしま・みさき)
マネジャー
ジャパン・デスク

TMF 香港事務所にて日本人クライアント中心に事業進出、移住、プライベート・クライアント関連サービスに従事。大阪府出身。香港及び東南アジアで計 15 年以上に渡る就労経験を有する。香港にて MBA 修了。



【アジア経済情報】

アジア経済概況 ～2019年にかけて減速～

小林 公司 みずほ総合研究所

3Qは成長率を上昇させた国が増加

2018年3Q(7～9月期)のアジアでは、成長率が2Qに比べて上昇した国と低下した国が半々だった。前期は成長率が低下した国の方が多かったことに比べると、上昇した国が増えて景気は底堅く推移したといえる(図表1)。

国・地域別にみると、中国の成長率は前期から2四半期連続で低下した。消費の減速が主因で、小型車減税廃止の影響などで自動車販売の落ち込みが深まったことが響いた。NIEsでは台湾と香港が投資を中心に加速した。シンガポールも加速したが、在庫増加が主因で、実態は良くなかった。韓国は減速し、投資の下振れが主因となった。なお、NIEsの主力である輸出をみると、総じて加速しており、3Qについては中国経済減速や米中貿易

摩擦の影響は明瞭にはうかがわれなかった。

ASEAN5では、マレーシアとベトナムが加速した。前者は内外需とも加速し、後者は輸出が年初の急増に比べて鈍化したものの、内需が押し上げた。これに対し、インドネシアとタイ、フィリピンは減速した。ただし、インドネシアでは内需が堅調で、輸出も前期並みの伸びを保ち、実態は悪くなかった。一方で、好調な内需を反映して輸入が拡大したため、純輸出の成長率寄与はマイナスだった。タイは輸出を、フィリピンは内需を中心に減速した。インドの成長率は、前期につけた2年ぶりの前年比+8%台から、3Qは同+7%台に低下した。17年前半の景気停滞からの反動が一巡した。

足元の景気は、一部の例外国を除き「拡張」局面

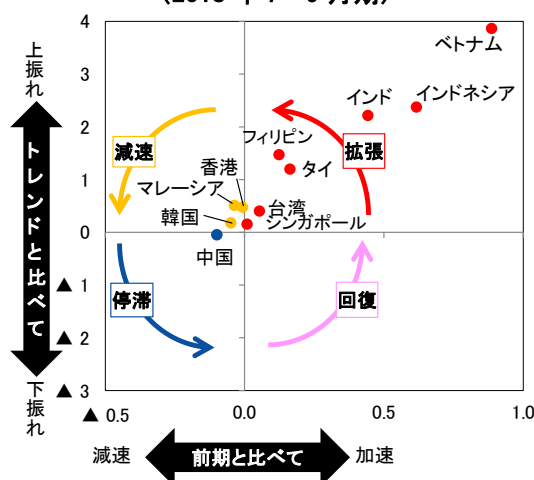
以上は3Qの短期的な動向を振り返ったもので

【図表1】実質GDP成長率 (単位: 前期比年率、%)

	2017		2018		
	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
韓国	5.7	▲0.8	4.1	2.4	2.3
台湾	4.9	3.3	3	1.1	1.5
香港	2.9	3.4	8.7	▲0.6	0.3
シンガポール	11.2	2.1	2.4	1	3
タイ	4.8	1.6	8.4	3.7	▲0.1
マレーシア	7.2	4.2	5.6	1.2	6.7
フィリピン	6.6	5.8	5.9	6.3	5.9
(単位: 前年比、%)					
中国	6.8	6.8	6.8	6.7	6.5
インドネシア	5.1	5.2	5.1	5.3	5.2
ベトナム	7.5	7.7	7.5	6.7	6.9
インド	6.3	7	7.7	8.2	7.1

(資料) 各国・地域統計、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

【図表2】アジアのビジネスサイクルクロック
(2018年7～9月期)



あるが、GDP の水準からサイクル変動を抽出して景気の局面を分析してみた(前頁図表2)。一般に、景気変動は①拡張(トレンドから上振れ、かつ前期からも加速)、②減速(トレンドから上振れているが、前期からは減速)、③停滞(トレンドから下振れ、かつ前期からも減速)、④回復(トレンドから下振れているが、前期からは加速)のサイクルを繰り返す。アジアでは、中国が「停滞」、韓国とマレーシア、香港が「減速」局面にある以外は、各国とも「拡張」の局面にある。

19 年にかけて、輸出を起点に総じて減速へ

19 年を展望すると、世界経済の拡大およびITサイクルのいずれもピークアウトが想定されるほか、米中貿易摩擦の影響も顕在化することで、輸出を起点に減速する国が多くなるだろう。

中国では米国による制裁関税で輸出の下振れが強まり、輸出関連の設備投資や消費マインドにも波及すると懸念される。政府は既に金融財政政策を打ち出しており、景気は下支えされる見通しだ。NIEs では、輸出依存度が高いため、世界経済の拡大およびITサイクルのピークアウトを反映

し、輸出を中心に景気拡大ペースは鈍化するだろう。ASEAN5も減速が見込まれる。NIEs と同様に輸出が鈍化するほか、内需依存度の高いインドネシアとフィリピンでは、5月以降の連続利上げが内需を抑制する要素となる。インドでも6月以降の連続利上げが時間差を経て影響を及ぼすことで、19 年にかけて緩やかに減速するだろう。

18 年と 19 年の成長率は、中国が+6.6%と+6.2%、NIEs が+2.7%と+2.3%、ASEAN5が+5.2%と+5.0%、インドが+7.5%と+7.2%と予測する。アジア全体は+6.2%と+5.9%で、19 年に低下する見通しだ(図表3)。

米中貿易摩擦の行方に要注意

米中貿易摩擦の影響は今のところマクロ的には明瞭でないが、中国では米国によって関税を引き上げられた品目の対米輸出が鈍化しており、個別には影響が出ている。米国による 2000 億ドル相当の対中輸入関税については、19 年初に予定していた 10%から 25%への引き上げを 90 日間猶予されたが、その間に米中交渉は進展せず 25%になることを前提とし、中国およびサプライチェーン

を通じたアジア各国への影響を織り込んで予測した。いずれにせよ、米中摩擦の先行き不透明感が高く、交渉の行方には注意が必要だ。

【図表3】アジア経済見通し総括表

(単位: %)

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
アジア	6.4	6.2	6.2	6.1	6.2	5.9
中国	7.3	6.9	6.7	6.9	6.6	6.2
NIEs	3.5	2.1	2.4	3.2	2.7	2.3
韓国	3.3	2.8	2.9	3.1	2.6	2.4
台湾	4.0	0.8	1.5	3.1	2.5	2.2
香港	2.8	2.4	2.2	3.8	3.4	2.2
シンガポール	3.9	2.2	2.4	3.6	3.2	2.5
ASEAN5	4.6	4.9	4.9	5.3	5.2	5.0
インドネシア	5.0	4.9	5.0	5.1	5.2	5.1
タイ	1.0	3.0	3.3	3.9	4.2	3.0
マレーシア	6.0	5.1	4.2	5.9	4.7	4.6
フィリピン	6.1	6.1	6.9	6.7	6.2	6.0
ベトナム	6.0	6.7	6.2	6.8	6.9	6.6
インド	7.0	7.6	7.9	6.2	7.5	7.2

(注) 実質GDP前年比。網掛けは予測。平均値は IMF による 16 年GDPシェア(購買力平価ベース)で計算。
(資料) 各国・地域統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2018 年 5 月発行 第 72 号

- ・ 勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起きているのか～
- ・ 香港における介護市場の概況と課題
- ・ Indonesia: さらにハードルが高くなった中小企業の投資
- ・ Vietnam: 小売業の外資規制～ENT の免除条件の明確化
- ・ India: インドの税制 [68] インド 2018 年予算案および GST の最新動向
- ・ Philippines: フィリピンにおける税制改正
- ・ China: 中国現地法人の内部統制
- ・ China: 「受益所有者」にかかる最新公告の解説
- ・ M&A と事業分離 (後編) ～取引における留意点とコンプライアンス～

2018 年 6 月発行 第 73 号

- ・ 香港ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業～2018 年 2 月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・ 拡大するフィリピンの消費市場と参入障壁
- ・ 岐路に立つ広交会
- ・ India: 日印の人的役務提供等に係る源泉所得税
- ・ Vietnam: ベトナムにおいて財務・税務デューデリジェンスを実施する際の留意点
- ・ Malaysia: マレーシア GST 廃止と SST 再導入
- ・ China: 個人情報安全規範の施行
- ・ China: BEPS13 に基づく中国の新文書化制度～現地法人が取るべき対応の検討～
- ・ China: 中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定
- ・ Hong Kong: 香港における労働法制と改正見通し

2018 年 7/8 月発行 第 74 号

- ・ 2018 年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ 北京市における工場移転の実態および直近の政府政策
- ・ Vietnam: 駐在員事務所の設立および運営の留意点
- ・ Thailand: タイにおける非公開会社の組織再編手法に関する解説
- ・ India: インドの税制 [69]: インド会社におけるコーポレートガバナンス
- ・ Philippines: 小売業に関する外資規制
- ・ China: 環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と日系企業移転時の注意点
- ・ Taiwan: 台湾での内部留保課税の概要と所得税法改正内容

2018 年 9 月発行 第 75 号

- ・ 韓国主要産業の動向と韓国企業の成長戦略
- ・ 江西省九江市におけるローエンド製造業の移転候補先
- ・ India: インドビジネス最新情報 [30] 外国直接投資の概況および報告制度の変更点

- ・ Vietnam: ベトナムにおける不正事例とその防止策
- ・ Malaysia: SST(売上税、サービス税)の概要
- ・ China: 企業所得税損金算入証憑に関する最新政策
- ・ Hong Kong: 香港における 2018 年度税制改正の概要
- ・ Hong Kong: 行方不明の少数株主が存在する香港非上場会社の完全子会社化
- ・ Hong Kong: 外国子会社合算税制に関する Q&A の解説と在香港日系企業への影響

2018 年 10 月発行 第 76 号

- ・ 日台アライアンスの「落とし穴」への考察～日台アライアンスを成功に導くために～
- ・ 香港医療市場への参入にかかる考察
- ・ Vietnam: ベトナム法人からの資金・利益還流
- ・ Cambodia: カンボジアの社会保険制度と実務上の運営
- ・ India: インドの税制 [70] 代理人 PE の最新動向
- ・ Singapore: シンガポールの租税条約と居住者証明 (COR)
- ・ China: 「最高人民法院による『中華人民共和国保険法』の適用にかかる若干問題に関する解釈(四)」の解説
- ・ China: 解説 中国ビジネス法務 [31] 外資参入に関する新ネガティブリストの施行

2018 年 11 月発行 第 77 号

- ・ 中国における新小売業の動向
- ・ 香港飲食産業と日本企業の挑戦 ～2018 年 Food Expo より～
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(1) ラオス・パクセーの投資環境
- ・ India: DIR-3-KYC 等の改正
- ・ Vietnam: ベトナム最新法令の状況 ～サイバーセキュリティ法、競争法～
- ・ Philippines: 株式譲渡手続きの税務上の注意
- ・ Myanmar: 進出企業が知っておくべきミャンマー税制の最新動向
- ・ China: 中国の個人所得税の制度改定と留意点

2018 年 12 月発行 第 78 号

- ・ 中国の拠点再編や移転における労務問題
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2) 法整備進むミャンマーの投資環境(前編)
- ・ India: インドにおける DD の発見事項、対価・契約条件、事業計画への反映～成功例・失敗例に学ぶ事前精査の重要性～
- ・ Vietnam: 支払利子の損金算入に関する規制
- ・ Malaysia: 2019 年度マレーシア予算案における税制改正
- ・ Australia: 豪州税制における仮想通貨の取り扱い
- ・ Taiwan: 台湾会社法改正の概要
- ・ China: 中国生態環境保護法および最新事例の解説
- ・ Hong Kong: 香港における競争禁止条項の妥当性

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6628-9208

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。